矯正図書館

監獄雜誌

第八卷第四號

目錄

● 論說……（一頁）
　● 故免囚保護事業
　● 三好退藏氏創立の感化學校に就て所感を記す（續）　小河滋次郎
● 講話（續）　留岡幸助……（十四頁）
　● 監獄教誨論
　● 出獄人保護事業
　● 東京青年會館に於て米國總領事エン、メアリユー、マイアチル氏演述大意
● 統計……（二十七頁）
● 教誨……（三十頁）
　● 出獄人保護事業に就て佛教會倡諸君に檄す　藤井了澄
● 雜報……（三十五頁）
　● 法律命令の解釋權こゝに
　● 北海道巡查看守の俸給改正
　● 製靴資の免除と看守の俸給
　● 釜崎島に陸海軍刑法の施行
　● 原敬昭氏免囚保護事業の加賜
　● 監獄協會の總會
　● 小河氏の任命
　● 石川縣典獄の新任
　● クロース典獄の叙勳
● 雜錄……（四十三頁）
　● 專任監獄屬官の設置を望む
　● 教誨師の異同に就て
　● 在監人扶助費及食費規程を見る
● 寄書……（四十七頁）
　● 大監獄に於ける司獄官勤務法に就ての全が私見　吉田德太郎
　● 看守の威權に就き　三池實村生
　● 監獄を改良せんと欲せば須らく先づ獄吏を改革せよ　土井寅二
● 質疑應答……（十數件）
● 彙報……（十數件）

警察監獄學會發兌

矯正図書館

●寄書規定

第一　監獄雜誌へ掲載の材料として玉稿御送付被下候節は、罫紙、白紙を問はず、半紙、美濃紙の内を以一行（若くは二行にて）二十三字詰となし、其字体を判明に、且假名は可成平假名にて御記載相成たし但鉛筆は植字の際消滅し易きを以て普通の筆墨にて御認め被下たし

第二　質疑、應答の外は一項毎に都て別紙に御記載相成たし但問答と雖質疑と應答とは又別紙に御認めあらんことを乞ふ

第三　表題、（地名署名）姓名（又は號）は本文の前に御記載被下若し御匿名なるときは地名（署名）姓名は編輯部參考の爲め欄外に御認め相成たし

第四　質疑に對する應答中緊要と認る事項に就ては、學士大家の審査を乞ひ其明解を付するとあるへし

第五　毎月二十日前（十二月は特に十五日前）本會へ御送附の分は其月發行の本誌へ、其以後到達の分は翌月の誌上へ掲載すへきものと御承知被下たし

質疑の應答は勿論本誌全体の記事に就き議論を上下せらるゝ時は可成次號へ投書相成たし

○廣　告

留岡幸助君著

感化事業之發達

定價十八錢
郵稅四錢

我國今日まで未此種の書あらず、我國民は不幸にして未だ此種の事業に其趣味を有せざる也、而も早晩、眞面目なる政治家、宗教家等の眼中に實際問題として映じ來るべきは實に此問題に外ならず、若し日本たるもの物質的文明而已を以て滿足する能はずんば社會改善の最大要務として是非とも此問題に到着せずんば止まじ、本書は著者自ら米國各洲に遊歷し、監獄及び感化事業の現況を視察し其研究する處を以て歐洲各國に於る此事業の實例を列擧し、進んで我國の事情に應用すべき方法等を論究したるもの也、書中感化院と監獄の關係を論ずる一章の如きは犯罪を減少し、犯罪者を改良せんと欲する施政家の一讀せざる可らざるものなり、

目次は左の如し

司法大臣清浦奎吾君○序文　前大審院長三好退藏君、巴黎万國監獄大會政府委員小河滋次郎君、緒言、○自序○總論感化事業の精神と其法方○第一章　紀元前の小兒に對する社會思想と紀元後に於る救兒事業の嚆矢第二章　獨佛米に於る救兒事業○第三章　英國感化院の發達○第四章　惡少年の發生○第五章　少年犯罪者に對する文明國の法律○第六章　我邦少年犯罪者に關する刑法の沿革○第七章　感化院と監獄の關係○第八章　感化院設立に關する方法、故に必ずしも國家經綸の政治家と言はず、必ずしも慈眼愛膓の宗教家と言はず、苟も社會改良の高志を懷くものは必ず一本を備へて研究せざる可からざるものなり、而して文章の流暢、思想の健實なるは讀下の際必ず膝裏に反映せずんばある可らず故て玆に喫筆を勞せず、

發兌　東京京橋區出雲町一番地　**警醒社書店**

北海天福堂主人編

第二版

立志美談

定價金三十錢

郵稅四錢

右は極て平易なる文章を以て偉人志士の傳を記述し細かなる畫を挿し教導訓誨のために編したるものなるにより監獄署の備附圖書として囚人貸與の書籍に宜しく又保護場感化院の看讀書籍に適ふものなり既に府縣監獄署に用ゐられたる向き十數縣あり一本を試閲し其用に當てられんとを希望す

東京澁谷村宮益町三十八番地

同情會

爲替は青山郵便局へ御拂込を乞ふ

矯正図書館

監獄雜誌第八卷第四號

論說

去月二十七日東京神田美土代町青年會館に於て開設したる出獄人保護演說會に於て清浦法相か演說の要旨ハ左の如くにして今同氏の許諾を得て左に其全文を揭載することゝせり

◉放免囚保護事業

社會の幸福を增進し人文の發達を圖らんとする其事業たる固より夥し國家的施設を要するものあり公共的經營を待つものあり私人的慈善行爲を待つものあり其種類性質の千差萬別あるに隨ひ範圍方法等亦一々當然の順序限界あり並び行はれて相悖らず相待ち相扶け而して共に進み然る後始て完全なる社會を組織することを期すべし之を人身に譬ふるに頭腦肢幹各其主能分掌ありて互に相待ち相扶くるのみならず意識交感の系統營養運爲の機關等亦各其本分の作用を勉め然る後始て健全なる體軀を成すが如し社會の事業も若し單に國家の施設のみを恃み政府を萬能力あるものと信じ其計畫に一任し若しくハ公共の經營のみに依り私人的慈善義俠の事業に勉めざるが如き事あらバ猶人身一局部の營養運爲のみを主として其他を顧みざるが時く畸形不具の體たることを免れざるべし

願ふに方今文明の進度駸々乎として窮極する所なく本邦民間の狀態も亦一方に於て其生活の程度を高ひるに隨ひ生存競爭の劇甚なるより他の下層なる一方に於てハ益々其生活を困難ならしむるの傾向ありて所謂

矯正図書館

社會問題ハ漸ク將ニ政事家富豪家等一般ノ注意ヲ促サヾルヲ得ザルニ至らんとス抑々社會生活ノ困難ハ實ニ罪惡誘起ノ重モナル原因タルこと論ヲ俟たず之ヲ未發ニ防止シ之ヲ既發ニ制裁スルハ固ヨリ國家當然ノ機關あり愈々益々其改善周到ヲ期すべしと雖ども是等機關本分ノ權能も亦自ら其範圍限界なき能はず其權能ノ及ばざる所ニ至りてハ則ち公共團體ノ經營と私人的慈善義俠ノ行爲とニ依賴せざるヲ得ざるものあり即ち放免囚保護ノ如き便ち其一ニして博愛家義俠家等ノ熱心なる經營拮据ヲ切望して已む能はざる所なり蓋し社會ノ罪惡ニ對する國家權能ノ制裁即ち刑罰ハ實ニ罪惡者ヲ懲戒して悔悛ノ途ニ就かしめんとするもの其目的ノ大要部分とす夫れ然り國家ノ罪囚ニ對する之ヲして懲戒する所あらしめ之ヲして悔悛ノ途ニ就かしむるの方法手段ハ文明ノ進歩ニ伴ひ今後益々改善して完全なる制度ヲ見るニ至るべし然れども一旦滿期放免ノ後ニ至りてハ國家ノ權能と雖ども尙出獄者ノ個々ニ就き永く其戒愼ノ念と悔悛ノ心とヲ消磨せざらしむることヲ保する能はざるのみならず是等個々生活ノ狀態より再たび罪惡ノ念ヲ誘起するニ至るべき障碍ヲ排却するハ誠ニ至難ノ事業なりとす即ち此出獄者保護會ノ如き個人的慈善ノ事業として其今日ニ興れるハ社會ノ安寧ヲ保維し其幸福ヲ增進するニ於て最も必要なる美擧と云ふべし事業ノ性質ハ極めて善美なるものも獻身的專門的其人ヲ待たざれバ起らざることあり偶々起るも圓滿ノ結果ヲ觀ること能はざることあり放免囚保護事業ノ原氏ニ因て起り感化學校ノ三好氏留岡氏ニ依て起るが如きハ其人ヲ得て起るものなれバ圓滿ノ效果ヲ奏すべしと信じて疑はざる所なり

放免囚保護事業ノ社會ニ必要なること此くノ如し而して克く其目的ヲ達するニ至らしむべき順序方法等ノ如き前ニ既ニ小河滋次郎氏ノ所說もありて之ヲ悉せるヲ以て余ハ復茲ニ縷述せざるべし之ヲ要するニ放免囚保護とハ讀みて字ノ如く即ち彼等ヲして其所ヲ得せしむるノ世話ヲなすにあり獄裏ノ苦痛ヲ嘗め來りて悔悟遷善ノ念未だ其胸裏ヲ去らざるニ方り一瞬時たりとも邪惡ノ念ノ由て以て乘ずべき罅隙ヲ與へざるが爲め直ニ之ヲして正當なる住所ヲ得せしめ直ちニ之ヲして正當なる職業ヲ得せしむること彼等ニ對する最も緊要なる手段とす若し單ニ出獄者ヲ引取り來りて之ヲ一所ニ合宿せしめ貧民授產場ノ如き仕組ヲ以て勞役ニ服せしめ徒ニ衣食ヲ給するが如きニ止まらバ則ち罪惡ノ傳播性なる點より考察するも必ず將ニ弊害ヲ誘起するノ虞あらんとす方今文明諸國ノ監獄制度ニ於ける勉めて分房制ヲ取れるも其旨意ノ存する所多言ヲ俟たずして明らけし即ち罪惡習性ノ傳播ヲ防止するニ汲々として混同雜居ノ弊害ヲ懼るゝこと最も深し然るニ監獄ニ於てハ分房其他勉めて離隔ノ方法ヲ以て毒惡ノ播染ヲ防ぎ而して出獄するや直ちニ之ヲ一所ニ合宿せしむるが如きハ監獄ノ主義目的ヲ空くするのみならず一所ニ寄宿せしめ個々ノ仕事ヲ爲さしむるハ之ヲ維持する經濟ノ上ニ於ても頗る困難ノ業たり實地ニ於て此ノ出獄者保護會ニ切望する所ハ實ニ上述ノ如く直ニ之ニ正當ノ住所ヲ與へ直ニ之ニ正當ノ職業ヲ與へ所謂小人閑居して不善ヲ爲すノ罅隙なからしむるにあるあり故ニ曰く出獄者ノ保護とハ即ち彼等ヲして最も速ニ正當なる生活ノ途ヲ得せしむるノ世話ヲなすニ在りと抑も人性ノ本善なる之ヲして悍然敢て罪惡ヲ犯すニ至らしむるもの蓋し殿て而して之ヲ陷いるゝものなくんバあらず其性質種類ヲ尋ぬるときハ固より種々なるべしと雖ども文明ノ進度ニ伴ひ競爭ノ劇甚なるニ堪ゆること能はず生活ノ困難より已むヲ得ずして刑辟ニ觸れ備さニ懲戒ノ艱苦ヲ嘗め悔悟ノ念漸く萌し一旦期滿て放免せらるゝニ及び其不幸ノ最も甚しきハ歸るニ家なく執るニ業なく辻堂ニ宿し軒下ニ眠むり彼處ニ逐はれ此處ニ斥けられ遑々然路頭ニ迷ふものゝ如き曩者生活ノ困難ハ忽ち復目前ニ迫れども身元ノ引受資本ノ融通等固より依賴すべきノ所なく習得ノ技能錬磨ノ職業ありと雖ども之ヲ用ふるニ途なく懲戒ノ苦悔悟ノ念も日ニ忘れ月ニ消し再たび又邪念ノ乘ずる所となり再犯者となるノ數

事情志士仁人の耳目に感ずる所果して如何苟も同胞の義を思ふもの誰か一滴の涙なからん嗚呼此博愛義俠なる同胞の涙ㇾ聚て而して慈善の泉源となり本會事業の如きに注入し滾々として竭くることなからんとす本會主唱者及賛助の諸氏よ冀くㇾ益々奮て力を保護に盡し身元の引受職業の周旋等巨細憚かる所なく誠心實意以て之に當り能く是等の不幸者を感化し社會の禍害を防遏せしめんことを期圖せられよ兎角觀美なる事業にㇾ立派なる人々の賛成もあれども放免囚保護と云ふが如き枯瘦せる事業にㇾ思を寄せ心を傾くる人の尠きこそ是非なけれ

今や我邦戰勝の餘威國家萬般の事業都て擴張せざるㇾなく國勢膨脹の現象ㇾ實に國民の意思を激昂せしめ方に將に東洋覇權の掌握を期圖せんとし大言壯語の者流に至りてㇾ尚進で世界の覇權をも握らんことを想臆す其意氣の壯なる盛なりと云ふべし然れども顧みて國内の狀態を察するに國家的事業及公共團體の經營より個人的慈善の計畫等に至るまで其當さに擧行すべく擴張すべきものにして尚未だ其端緒をも啓かざるもの頗る多し之を不具なる國家畸形なる社會と評するㇾ或ㇾ酷なるべしと雖とも到底營養不十分の體軀たるの評を免るゝこと能はざるべし此の如くにして社會人文の發達增進を企圖し以て此の膨脹せる國勢に應ずるの道を盡せりと云ふ余未だ之を信ずる能はざるなり玆に今日本會の如き個人的事業の興起を目擊し吾邦の社會事業をして各般の機關能く其組織を完全にし畸形不具の觀なからしめんことを欲するの期望を述べ併て本會の永遠に保續して益々其規模を擴張するに至らんことを祈る

◉三好退藏氏創立の感化學校に就て所感を記す　（承前）

小河滋次郎

聞く英國有名なる政治家グラットストーン氏ㇾ夙に感化事業に對して熱心なる同情を有し自ら此事業の爲めに歐洲大陸を巡回して其組織の得失を研究し終に卒先資力を投じて一の感化學校を（Farm-School for the Reformation of Criminal Boys）創設するに至りたる等英國に於ける今日の感化事業の世界模範的發達進歩を見る所以のものグラットストーン氏の効勞與つて最も多きに居ると此事業の名士に待つあるもの豈獨り英國のみならんや後の我國感化事業史を繙く者をして獨り創業家としてのみならず又効勞家として三好退藏君の名を記念せしむるに至らしめんことを切望に堪へざるなり

罪惡に陷り又ㇾ將さに陷らんとする不良の少年を收養して之を懲治感化するの事業ㇾ歐洲に在てㇾ既に第十六世紀の末葉より第十七世紀の初葉にかけて之れに着手せるものあるを見る即ち獨逸に於てㇾ千五百五十八年始めて「ニュルンベルグ」に「スピンハウス」（賣淫女及乞食の兒童を收治感化する所）なるもの創立せられ千五百七十二年「アウグスブルグ」に同九十五年に「ハンブルグ」に千六百九十八年「ハルレ」に相次で「ワイゼンハウス」（敎兒院若しくㇾ感化院と雖とするなるもの公立せられ以て彼のダニエル、フアルクが「ワイマル」にハインリッヒ、ウヰツヘルンが「ハンブルグ」ニ前世紀の末より今世紀に渉りて相前後して「ルーテルホーフ」及「ラウヘンハウス」（名稱は異なれども感化院たる實に至ては相同し）を私設するに至りて漸く斯の事業の發達進歩を見るに及べり佛國に於てㇾ夙に立法上「コードペナル」（佛國刑典）に於て不良少年懲治の規定（刑法第四十條及第六十六條）を設くる所ありしが其方法の甚だ不完全なりしが爲めに毫も懲治感化の目的を達するを得ず終に千八百三十年時の控訴裁判所評議官ドメッツ氏の同志を糾合して私立感化院を「メットレー」に起すに至りて始めて此事業發達の初歩を致し「メットレー」の感化院は前記、獨逸人ウヰツヘルン氏の創設に係る「ラウヘンハウス」の規模に模倣したるものなり）政府ㇾ終に千八百五十年八月發布の法律を以て（sur l' education et le patronage des jeunes detenus）盛んに民設感化院の創立を促し若し本法發布後五年間に於て尚ほ民設感化院の數に足らざるときㇾ政府ㇾ

官立感化院を起して以て之れが完備を計るべしと約せり。（尤も此法律の發布ありしにも拘はらず今日に至るまで尚ほ十分の完備なるを見るに至らず）今日感化事業の字内に冠絶して最も周到完備の域に進み從て其成績の著るしく善良なるものあるを見るは英國なり英國に於ては獨り立法上此事業に向て深く注意する所あるのみならず一般社會も亦た厚く之れに同情を有し兩々相俟て益々斯事業の發達進歩を計ること既往、すでに然り將來亦た然るべく此點に就ては各國斯道の人をして健羨の情に堪へざらしむる所なりとす英國に於ける斯業の創始者をヂユーク、ヲブ、リーズ氏とす氏は千七百九十年に死す氏が最初に試きたる極めて小規模の種子（ファミリエンジステム）なるもの〳〵鼻祖にして氏が收養したる不良少年は僅々三十人前後に過ぎざりしと云は忽ち普及繁殖して百年後の今日に於ては英國をして其粲然たる美果に誇り且つ其惠に浴するを得るに至らしむ豈獨り氏の名譽のみならんや今のグラットストーン氏亦夙に此事業に同情する所あり千八百四十八年自ら卒先して「フエームスクール」（Farm-School for the Reformation of Criminal Boys）なるものを「リッドハイル」に起し摸範的規摸を以て大に感化事業の成績を擧ぐるに至りたるより以來富豪有志の其擧に倣ふ者、踵を接し到る處幾多の感化院勃興し千八百五十四年以來立法上玆た此事業に銳意盡瘁するの止む能はざるに至らしめ終に千八百六十六年八月、同六十八年及同年五月六月發布の法律を以て所謂「レホルマトリースクール」（犯罪に陷らんとする無告の窮兒を收養感化する所とす）を創設するに至れり現今英國に於ては「レホルマトリースクール」（犯罪に陷りたる不良少年を感化する所とす）及「インダストリヤールスクール」（犯罪に陷らんとする無告の窮兒を收養感化する所とす）六十一、收養男兒一萬四千七十四人女兒三千五百四十人、總べて二百十一個所の感化院に於て合計二萬四千二百十五人の男女不良の兒童を收養矯治するの實況なり（千八百八十二年の調査に依る）而して其英國に於ける感化事業の成績を見るに幼年犯罪者の漸次減少するに至ること著るしく人口蕃殖生存競爭の益々激烈となるにも拘はらず曾つて千八百五十六年に於て幼年犯罪の件數一萬三千九百八十一ありしが千八百六十六年に於ては漸次遞減して九千三百五十六となり七十六年には七千百三十八、八十二年には一層減少して五千六百件となるに至れり加之丁年犯罪人の上に就て之を見るも曾て千八百五十四年に於て懲役に處せられたる者二千五百八十九人ありし所のもの千八百八十一年に於ては千五百二十五人に減じ同五十四年に於ける禁錮處刑者一萬二千五百三十六人は八十一年に於ては九千二百六十六人に減少するに至れり其斯くの如き顯著の効果を見るに至りたる所以のもの直接には監獄制度の改良に由ること勿論なりと雖も犯罪を嫌芽に委る所の感化事業の効果も亦た與つて最も大に力ありと謂はざるを得ず

顧て我國今日に於て漂浪顚る所なき可憐の貧兒及罪惡に陷り又は將さに陷らんとする不良の少年が如何に社會より遇待せられ又如何に吾人が彼れ等より危害を加へられつゝあるかを觀察するに社會文明の進歩と共に此種の者殊に都會繁閙の地に於て比年益々增加するに至るにも拘はらず未だ殆んど一の完全なる感化院若くは救兒院の設備せるものあるを見ず民法未だ親權に代はる少年矯治の規定なく刑法懲治若くは宥恕減刑（刑法第七十九條乃至第八十一條及第八十三條）の規定ありと雖も其所謂懲治者若くは未丁年囚なる所のもの均しく之を不完全なる監獄の內に收禁し（懲治場の名ありと雖も僅かに監獄の一部を區劃して之れに充つるに止まり其實毫も普通の監獄と異る所あらず）管だに二者の間に劃然たる場所及處遇法の境域あらざるのみあらず甚しきに至ては未丁年囚と成年囚と全く其場所及管理を同ふするが如きもの亦全く之れなきに非ず懲治の規定あるも司法官の之を適用するの場合甚だ少く（實際未だ適用するも其効果あるを見ず）多くは法律の許す限り是非辨別力あるものと推定して本刑に問ひ而して其本刑なるもの多くは所謂短期刑なるを以て之れに向て不完全ながらも監獄に於て矯治感化の法を施さんと欲するも其期間に乏しく獨り監禁の苦痛に由て彼れを

矯正図書館

懲戒せしむるの効力あらざるのみならず偶々以て彼れをして監獄の意外に興みし易きものなるを感知せしめ益々其心性を腐壞して邪智に長し奸計に進み再犯三犯、遂に救ふべからざる惡漢凶徒に化成せしむるに至るを免かれず其未丁年囚の處遇に至てゝ實に予輩をして寒心に堪へざらしむるもの枚擧に遑まあらざるの實況にして監獄なるもの彼等に對していゝ寧ろ犯罪養成の學校たりと謂ふも予輩ゝ決して過言に非ざるを信ずるなり獄務に經驗ある者の言に曰く中年以上に至り始めて犯罪したる所の者ゝ之を敎養して善道に復らしむるの望みありと雖ども少年より漸次罪惡に助長して數犯の後丁年となつて監獄に入りたるの囚人ゝ到底之を改良感化するの望みなきのみならず此種の者ゝ終に最も危險なる極惡を犯すに至らざれゞ則ち止まずと至言と謂ふべし我國近年頻りに犯罪人の數を加へ監獄警察費の增加を致し直接間接に國家及吾人の危害を多からしむるに至る所以のもの豈に不良少年に對する處遇法の完備せざること其重もなる原因の一に居るあるきを得んや三好退藏氏の調査に由れゞ我國明治十五年に於て未丁年囚（懲治人を除く）を九千十六人なりしものの二十三年に至りてゝ頓に其數を增して殆んど一萬人となり漸次遞加して二十七年にゝ二萬八千人の大數を見るに至れり僅々十年間に於て實に三倍餘の增加を致したるものと謂ふべし思ふに此數の內にゝ輕警罪處分の者ゝ包括せられざるべく其他尙ほ之れに證憑不十分にして免訴せられたる者及び實際犯罪ありしも其犯人を逮捕若くゝ發見する能はざりし所の者若くゝ告發するに至らざりし所のもの（幼年者の犯罪に就ては情義上殊に甚だ發するに至らざる者最も多きもの、如し）を併算せゞ其數の夥しきこと實に世人をして喫驚に堪へざらしむるものありと信ず我國未丁年犯罪者の數を以て之を全國在監囚の總人員に對するときゝ殆んど四割弱に該當するの割合なり歐洲諸國中、最も少年犯罪者の多數なりと稱するを獨逸となす然かも其犯罪囚總數に對するの割合ゝ一割に過ぎず何ぞ獨り我國の多數なるや感化事業の不備を羞ぢんと欲するも豈得べけんや其少年犯罪者の再犯するに至る者の割合に就てゝ未だ統計表を調査せざるが故に今之を斷言すること能はざれども凡そ四割內外と見て大差なかるべきを信ず然るに獨逸ゝ一割八分强佛國及和蘭に於ける少年再犯者の割合ゝ僅かに一割弱に過ぎず何ぞ其逕庭の甚しきや若し夫れ同年齡なる普通少年の總數に對するの割合如何又ゝ其犯す所の罪質に對する關係如何等をゞ精密に調査する所あらゞ大に世人をして此事業に感動を起さしむるものあるを信ず此點に就てゝ予輩未だ我國に就て精密の調査を遂げたる所あらざれども窃盜の其大部分を占むるゝ勿論にして詐欺放火奸淫等之れに次ぎ恐るべき猛惡なる大罪の幼年者に由て犯さるゝもの亦稀有の例に非らず彼れが吾人に加へ若くゝ將さに加へんと欲する危害ゝ決して輕々に看過し得べきに非ざるなり單に難易の點より之を見るも之を嫩芽の中に苅るの易くして亭々たる喬木となりたる後に之を伐るの難きことゝ識者を俟て後ちに知らざるなり且つ不良少年の發生する所以の源因に就てゝ不良の家庭、惡友の誘引、慈愛の喪失、敎育の欠乏等にあること分明なるが故に此源因だに早く芟除して之れに相當の敎養を施す所あらゞ彼を矯治して國家有用の良民たらしむること至難に非ず是れ則ち近年歐洲諸國に於て政府を始め世の有識者が非常に不良少年感化事業に銳意熱心する所ある所以にして刑事政署の最も宜しきを得たるものなりと云ふべし予輩が三好君創立の感化學校の美擧を歡迎し併せて政府當局者及び廣く世の仁人義士の同情を喚起せんと欲する者亦た實に此に外ならず若し夫れ感化學校の組織、範圍及維持法等に至てゝ創立者自ら成算あるべく政府亦之れに向て相當の計畫あるを信ず予輩亦鄙見なきに非ざれどもソハ姑らく他日に讓て此にゝ之を詳論せざるべし

●監獄敎誨論（承前）

留岡幸助

矯正図書館

第四　監獄教誨師の資格、

（一）教誨師たるものゝ宗教の爲に宗教を傳播せず、在監者の幸福を增進せん爲に宗教を教へざる可らず、然るに世間往々宗教によりて衣食するの故を以て他宗を見ること敵の如く、入らざる所にて此を攻撃し、罵言し、惡口し、雜言し、以て得色たるものあり、如此輩ゝ宗教の何たるやも知らざるものなれゞ監獄にゝ害ありて益なきものなり、

（二）監獄教誨師たる者ゝ常識を備ゑざる可らず、苟も常識ある人ならんにゝ假令同勤する教誨師に異宗徒ありと雖論難嫉妬するが如き醜体あるなし、

（三）教誨師ゝ監獄改良を天職と信んずる者ならざる可らず、少くとも監獄改良に志のあるものにて罪囚改良を無上の快樂とする者なるを要す、蓋し罪囚改良ゝ其業甚だ難くして尋常一般の人を感化するが如くならず故に終身此に献身せざれゞ其功を全ふす可らず、ジョンハオルドゝ斯業の開祖にして彼が熱心ゝ後世斯業に一身を献するもの〻好模範なり、彼ゝ監獄改良を天職と信んじ、又その好むの甚しきより監獄改良を以て道樂とせし程なり。

（四）教誨師たる者ゝ己が信奉する教理に明かなるのみならず、法律及監獄學等につき一般の智識を備へざる可らず、蓋し監獄ゝ傳道教區と異りて頗る法律に關係し、普通の宗教事業と異りをれゞ監獄學の一般に通曉することゝ教誨師として最も大切なることなりとす、

如此四大條件を充すに足る者なりせゞ基督教徒たると佛教徒たると將又儒者神官たるを論せず教誨師として更に妨なきを信ず、此れ即ち吾人が宗教の何たるを問ふに先んじて教誨師の人物如何を肝要とする所以なり、

第五　宗教の異同、　世に佛教あり、基督教あり、羅門教あり、回々教あるゝ此れ如何なる理由なりやとゝ一大問題なりと雖卑見によれゞ人種の異り風俗の變るに從ひ宗教の異なるゝ又怪むに足らざるなり、一宗教に蟄居し盆大の活眼なき者ゝ他宗を視ること仇敵の如く詛竭の如くなると雖卑見ゝ大に此と異るものあり、世間幾多の宗教の存立するゝ其時代に應じて皆必要ありしものなり故に一言にて盡さゞ各種の宗教ゝ此即ち精神上の食物なりと言はざる可らず、

肉体を養ふ食物一つにして足らず、穀物あり、野菜あり、魚肉あり、獸肉あり、鳥肉あり、「コッフヒー」あり、茶あり砂糖あるが如し、砂糖ゝ以て米を代用すべからず、魚肉ゝ以て野菜を代用す可らず、從ふて彼と此れゝ滋養大に異なるものありて存す、靈魂の食物として佛教あり、基督教あり、儒教あり、神道あるゝ恰も肉体を養ふに魚肉あり獸肉あり野菜あり五穀あるが如し、然れども其滋養分に至りてゝ彼の宗教と此の宗教大に異ならざるを得ず、此比喩より推論するときゝ儒者と、僧侶、傳道師と神官ゝ恰も米屋の如く八百屋の如く肉屋の如く肴屋の如きものなり、然らゞ肴屋ゝ以て肉屋を誇る可らず、牛乳屋ゝ以て八百屋を罵る可らず、蓋し彼と此れとゝその用法を異にすれゞなり、讀者よ誤る勿れ余が傳道師、僧侶、儒者、神官を八百屋、肉屋、肴屋、牛乳屋に比べしを、彼等ゝ商賈人なり、利のある所に赴きて義の存する所を知らず、然れども僧侶、傳道師、神官、儒者ゝその教を利の爲に傳ふべきものにあらず、義の爲に、天職の爲に人を救ふ所以の爲に傳ふべきものなれゞなり、余ゝ各宗教を食物に比べたるを以て勢ひ何れの宗教に最も滋養分多きかゝ論述せざる可らざる塲合なれども余ゝ玆に此を論結せざる可し、蓋し滋養分の多少を論ぜず人にゝ嗜不嗜あれゞなり、然れゞ何れの宗教に最も滋養分あるかゝ讀者の撰擇に一任し余ゝ玆に此を論ぜざる可し何れの宗教も人心に稗益あるものなれゞ前述せし資格ある教誨師が此を宣傳するに至りてゝ難

矯正図書館

める靈魂を救ふに足るものなりとの論斷を以て滿足すべし、

余が各宗教に對する觀念ハ以上陳述したる如くなれバ典獄ハ先づ初に教誨師の人物を質だし人物にして善からんにハ可成一宗教一宗派に區域を限らず在監人の歸依する宗教を奬勵し扶助して以て眞正の改良を促さゞる可らず、

然れども各派の教誨師を一監獄に招聘することハ今日監獄經濟の許す所にあらず此れ最も困難なる問題なり、然らバ即ち如何にすべきか、卑見によれバ方針ハ前述せし如く一定し漸次經濟の許す限りに於て此を實施すること最も大切なりと思ふ、

熟々我國現今の監獄教誨師たるものを見るに多くハ是れ佛僧にして價値ある人物甚だ少し、內務省の方針たる教誨に重きをおかず從て教誨師を採用するが如きも只儀式的裝飾的にして監獄吏員の役割の中に班列せしむるが如し、爲に感化事業の振起せざる實に驚くべきものありて存す、教誨師の人物ハ俸給の多少によるべきものにあらずと雖、待遇冷かなれバ人物の集合せざるハ勢ひ然らざるを得ず、今日の教誨師ハ月俸二十圓を以て尤上級とし甚しきハ六圓五圓にて教誨師を奉職するものあり、精神感化のこと月給の多寡を以て論ずべきにあらずと雖今日の教誨師ハ實に監獄教誨師として資格あるもの甚だ少し慨嘆すべきことならずや、吾人ハ教誨師を責むるものにあらず、有爲の教誨師を監獄に拒絕する內務省の方針に向つて攻撃を加ふるものなり、故に余が教誨師採用として改良すべき點ハ凡そ左の如し

（一）教誨師の俸給ハ全然政費を以てすべきこと、實際教誨師の俸給ハ本願寺傳道局にて半額を辨し監獄にて半額を給し以て教誨師たる位置を塞げり、一見甚だ便利ありと雖感化上甚だしき弊害あり宗教傳道局ハ人を救ふてふことよりも寧ろ己の宗派を擴張せんとするの傾向あるハ蓋し免かる可らざるの勢なり、

監獄ハ宗教擴張につきての競爭場裏にあらず、罪囚を感化する一大要素として宗教を採用するのみ此他に意義の存するあるを知らず、余ハ屢典獄諸君より不平を聞きしことあり佛僧ハ實際監獄教誨師としていハ力なしと、一應この不平ハ尤もらしけれども更に熟思するときハ不道理の甚しきものありて存す、如何んとなれバ充分の俸給を支給せず、宗教傳道局と協同して教誨師を採用するを以て適任の人物を得ざるも蓋し無理ならざるなり、吾人ハ思ふ行政の機關たる一大監獄にして國家を防衛するに直接責務ある政府ハ一監獄に一教誨師を相當の俸給にて任命する位のことハ政費の大体より打算せバ敢て難事とも思はれず、然るに實行ハ此に伴はざるハ必竟する所監獄教誨に重きを措かざる政府の怠慢なりと云はざる可らず、故に吾人ハ全然監獄にハ資格ある教誨師を政府の費用を以て任命せんことを要求せざる可らず、

（二）教誨師の待遇　常識なき司獄官ハ云ふならん教誨師ハ天爵を重んずるものにて俸級の多寡、待遇の如何を顧みるものにあらず、と此れ甚だ謂れなきの論なり、教誨師ハ石にあらず木にあらず、空氣を呼吸する人類なり、以是相當の俸給あくんバ生活する能はず、苟も教誨師にして責任ある職務を完ふせんと欲せバ、人世必須の資給物なくんバある可らず故に政府たるもの教誨師にのみ重荷を擔はせ己ハ指一本をも彼に添へざるハ抑も又正當なる要求なりと云ふ可んや故に職業を完ふする教誨師を採用せんと欲せバ勢ひ此に相應する俸給と禮遇を以てせざる可らず、吾人が監獄教誨に對する卑見ハ以上陳述したが如く、精神と方法を整然兩立せしめて實施せバ世人の至難とする教誨事業ハ其れ程にも困難を感せざるべし、希望の多き事業ほど困難の多きハ數の免かれざる所にして困難を顧慮して希望を追ふ能はざるものハ共に教誨を語るに足らざるなり、物質的事業を成さんとするにも枚擧に暇あらざるほど行路の難きものありて存

矯正図書館

す、況んや心靈開拓の一大事業たる監獄教誨に於てをや、吾人ハ政府に向つて更に監獄教誨に重きを置かんことを聯告すると同時に、今の教誨師たる僧侶諸君に向つても斯事業の高尚にして聖職たるを自覺し、愈々進んで其本分を盡されんことを希望するや切なり、如斯政府者たるもの、教誨師たるもの共に意を其教誨に注ぎ、之を重んじ此が効果を擧ぐるに熱からゞ意外の邊に成功を見んこと信じて疑はざる所あり、聊か卑見を開陳して識者の教を乞はんと欲す、

講話

本編ハ去月十八日横濱會館に開設の出獄人保護演說會に於ける小河滋次郎氏の演說筆記にして茲に採錄し讀者諸君に紹介せんとす

●出獄人保護事業

出獄人保護ハ監獄改良の必然の結果として生じたる事業にして其發達の歷史ハ略ぼ監獄改良の歷史と軌を同ふす蓋し監獄改良の目的ハ罪囚を懲戒感化して社會有用の良民に復歸せしめ遊逸を抑へ規律に化し訓誡を施し力食を教へ罪惡を既陷に救治して再犯を未發に防遏し由て以て危害の分子を社會より掃滅若くハ少くも減少し之を大にしてハ國家社界の富强安寧を計り之を小にしてハ一鄉一家の治平康福を期するにあり監獄にして果して能く此目的を達し得るや否やハそハ姑らく別個の問題として此にハ之を論せざるも兎に角世の識者仁人が幾多の資產と勞力を擧げて斯業の犧牲に供し聲を濁らし筆を禿して監獄改良の必要を唱道する所以の目的ハ此に存じ、現に亦た各國到る所孜々として此目的に向つて監獄改良の步武を進めつゝあるの事實ハ炳乎として火を覩るよりも尙ほ明かなり思ふに濱の眞砂子の數限りもなき社會幾多の犯罪種族、習慣、既に第二の天性をなし所謂病膏肓に入つて到底悛改遷善の目的なく或ハ性理學者の所謂遺傳的先天的若くハ疾病的犯罪者にして行刑感化の終に矯治反正の目的を達する能はざる者も亦た多々なるべしと雖も然れども亦た比較的改良せられたる今日の監獄に拘禁せられつゝある罪囚の實況に就て觀察するに眞心既往の罪過を悔ひて未來の矯正を期し神の敬すべく人道の重んずべきを悟り曩きに遊惰放逸なりしもの今ハ勤勉忍耐の性に化し監獄に習得したる業務に倚り營々力苦以て一身一家の福祉を出獄後の前途に計らんと欲する希望を抱く者若くハ此好希望を抱き前途に横ハる幾多の辛苦艱難に打勝つの勇氣を鼓して既に出獄したる者亦た少からず否な過半ハ皆是類なりと謂ふを得べく是ハ監獄當局者の親しく實驗する所なり若し夫れ將來監獄改良事業にして益々其步を進むるに至らゞ是種の者即ち悔過遷善所謂良民たる資格を具へて出獄する者ハ愈々其數を增加するに至るべきなり然るに是種の者、出獄社會に復歸したるの日に於て果して能く豫期の希望を遂げ良民に伍して營々自活の目的を貫徹し得るやと謂ふに多年高壁を以て遠く社會より離隔したる監獄に拘禁せられたる身の今ハ浦島歸國の感の如く長速進步變遷したる社會ハ四顧すべて別天地ならざるハなく行くに家なく鄉里なく賴るに親戚故舊なし家ありし者ハ妻子離散し偶ま父兄あるも茅門堅く鎖して入るを許さず況んや故舊鄉黨に於てをや又況んや一般社會に於てをや彼れに對する曾だに路傍人のみならず叱咤讐視し働くなで凌辱を加へ働くなで懲責を施し力めて己れに近接せざらしめんことを是れ計る而して其偶ま辛ふじて僅主を得若くハ生業に就くを得たる所の者も一朝其繫囚たりしことの暴露せらるゝに於てハ忽ち隣佑顧客友侶の指彈する所となり罪なくして遠ふく僅主の門外に驅逐せられ顧客絕へて糊道杜ざ終に復た無業徒食の遊民となるに至るを免かれず蓋し希望ハ人生生業の原動力にして社會

幾多の災禍困厄に遭遇して能く之れと戰ひ能く之れに耐ふる所以のもの唯だ一片希望の原動力あるが爲めのみ希望盡くるときは萬善絶へ威武屈する能はず貧賤移す能はざる偉丈夫と雖ども一たび希望絶ふるときは動もすれば輒ち邪徑に入り非倫に落つ況んや彼れ蚩々たる小人に於てをや況んや彼れ最も多く人生の弱點を有せし所の市井無賴の盜兒たりし者に於てをや、よく多くの希望を出獄後の新生活に繫ぎし所の者此に至つて失望すること益々深く失望の極は空怨となり空怨凝つて自暴自棄となり自暴自棄の結果は終に無神無道の舊に復へり惡魔の歡迎する所再び舞踊して身を罪辟の深淵に投ずるに至る嗚呼是れ豈に獨り彼れ出獄者の自ら招く所のみならんや嗚呼彼れの生業を奪ひし所の者は何人ぞや彼れに衣食を給せざりし所の者は何人ぞや彼れの糧道を絶つて尙ほ自活を强ひ彼れを死苦の境遇に陷れて尙ほ且つ之を傍觀す彼れにして罪ある者ならしめば尙ほ之を怨すべきも彼れの罪は既に彼れの受けたる刑罰と彼れの嘗ひたる懺悔とに由つて消滅し今は則ち純正無垢の良民なり無辜の良民に對する社會の待遇にして尙ほ斯くの如くなりとすれば社會は正しく自ら罪惡を犯したる者なりと謂ふを得べく彼れ出獄者にして若し予の再び犯罪するに至りたる所以のものは是れ社會の予に加へたる犯罪に應報したるが爲めのみと謂ふと雖ども社會は之れに對して終に一言の辭なかるべきを信ず予輩多年獄務に從事して幾多の罪囚に直接せし所の者再犯入獄の止むを能はざるに至りたる事情を糺し均しく皆上來陳述する所の言の決して虛妄架空の構辭に非らざるを斷言して憚らざる所なり監獄罪囚の再犯以上の者の多きは獨り我國のみ然るに非らず歐米各國亦た到る所其割合の多數なるに苦しみつゝあるの實況なりと雖ども然かも未だ曾つて割合に我國の如く再犯者の多數なるものあるを見ず我國刑事統計表の示す所に由つて之を見れば再犯者の監獄總囚に對する割合は實に五割以上の多きに達す然かも予輩實驗者の目を以て之を見れば所謂眞正の再犯者なる所のものは罪囚全數に對する殆んど七割の多きを占むると謂ふも決して過言に非らざるを信ず而して其此くの如き不神の顯象を呈するに至りたる所以のもの監獄、司法、警察、教育、一般の行政殊に救貧制度等諸般犯罪防遏に對する機關の不備に基くこと固とよりなりと雖ども而かも出獄人保護機關の闕如せること少くも其の主たる原由の一たるは論を俟たず若し夫れ我國に於ても幸に出獄人保護機關の具備するを得るに至らば著るしく監獄再犯の數を減じ從て監獄費の負擔を輕め國家民衆の福利を增進せしむるに至るを得べし且つ夫れ吾人々類は境遇の動物と謂へるが如く境遇の如何に由て忽ち習を變じ性を化し或は善に誘き或は惡に陷擠す善惡の岐るゝ所殆んど一に境遇の如何にあつて存す之を云ふも可なり而して彼の所謂犯罪種族なるもの、境遇を觀察するに四面皆是れ惡魔外道に非ざるはなく入つては慘怛たる腐敗混濁の家庭に起臥し出でては殺伐放縱なる無賴惡漢の夥伴に奔走す酒色、賭博、虛僞、放蕩等は則ち彼れ等交際の要具にして神の敬すべきを知らざれば從て未來の恐るべきを解せず一時の快樂を貪らんが爲めには身命も亦た之を犧牲に供す竊盜掠奪の如きは彼れ等の爲めには唯だ是れ易々たる朝飯前の常事のみ監獄に入ること恰かも家に歸へるが如く出づれば則ち飢歌を奏して其同儕に歡迎せらる彼れ出獄者なる者中には多年監獄の苦役に精勤したるが爲めに割合に多額の貯蓄工錢を有するあり或は歡迎せる純良なる在鄉父兄の家に歸へるの資を有するあり實際また此工錢を資本として良民的自立の生業に復歸せんことを計畫して出獄する者ありと雖ども世事すべて豫期に違ひ況んや彼れ最も多く人生の弱點を有する所の者況んや多年勃々たる肉慾の發動を抑制せられたる身の一朝自由の天地に放たれたる所の者況んや同氣相求むる儕輩の先づ溫言甘辭を以て彼れを歡迎する者あるに於てをや彼れ儕輩の目的とする所は出獄者に非ずして其有する所の工錢にあり工錢の存する所同類即ち纏綿す酒樓一夜の夢忽ち其囊底を叩かしむるに非ざれば輪贏一番其衣具を典せしむるに至らざれば則ち止まず境

矯正図書館

遇の然らしむる所出獄者ハ此に於てまた無頼遊逸の舊に歸へり再犯に由て糊口を求むるの止む能はざるに至る若し夫れ此場合に於て正當なる保護者懇切なる協議者あつて彼れを收保し彼れを勸奬し彼れを有道の境遇に移して以て正路の業務に從事せしむる者あらバ則ち如何其結果の獨り出獄者其れ自身を救護するのみに止まらざるハ識者を俟て後に之を知らざるなり出獄人保護事業の一日も忽諸に付すべからざるの理是を以て見るも亦た明かなりと謂ふべし殊に我國今日の實況に就て之を見れバ曩きに減刑令を發せられたるの結果全國を通して一時に殆んど一万五千有餘の免囚を見るに至り而して此免囚の多數ハ遲りなき　皇恩の惠に浴したる身なるにも拘はらず上來陳述するが如き事情に迫られ或ハ既に罪を犯して繫獄せられ或ハ將さに犯罪せんとする境遇に彷徨せり社會が之れに向つて救護を施すの必要ハ實に焦眉の急に迫れるものなりと謂ふべし社會ハ一般の出獄者を收養保護するの義務を有す況んや今回仁慈優渥なる　聖恩の惠澤に賴つて出獄せる者に對するに於てをや社會ハ宜しく仁愛無窮の　聖意を体し奮つて大に急に其義務を盡すの準備を講ぜずんバあるべからず世の仁人義士たる者豈に一日も能く傍觀坐視するの秋ならんや犯罪を糺治し及び之れに對する相當の刑罰を賦課執行するハ國權の作用に歸し從て國家機關即ち警察司法監獄等の管掌に屬すべきものなりと雖も既に處刑を受けたる出獄者を收養保護して再犯を未發に防遏するの職務ハ當然社會公共の負擔に屬すべきものにして國家機關ハ唯だ其刑罰權作用の結果として生じたる事業に對し之を奬勵保護し得る若くハせざるべからざる責任を有するに止まるものなりとす是ハ即ち法治國組織の要義にして夜の一も二もなくあらゆる公共事業を以て之を國家機關の權能に屬せしめたる所謂寡人政治若くハ警察的國家組織の往時と異る所以の主點なり既に出獄人保護事業を以て之を社會公共の負擔に屬せしむべきものなりとすれバ之れが管掌の責に任ずべきものハ先づ指を第一に自治体即ち市町村及び宗教的組合に屬せざるを得ず而して一個人としても亦た自ら直接に其責任を分擔せずんバあるべからず尤も保護事業なるものハ最初全く個人的同情心の發動したる作用に外ならずして性質上さた當然慈善事業の一に屬すべきものなるを以て世の宗教家慈善家たるものハ言ふを俟たず苟くも博愛仁俠なる社會上流の紳士貴女たる所の者宜しく先づ自ら奮つて此事業に同情せざるべからず況んや彼の「夫れ人の子ハ喪ひし者を尋て救はんが爲めに來れり」路加傳第十九章第十節「既に獨等吾が兄弟の最微者の一人に行へるハ即ち我れに行ひしなり」「罰せらるべき者よ我を離れて惡魔と其使者の爲めに備へたる燄へざる火に入れよ」馬太傳第二十五章第四十節第四十一節と云へる聖訓を奉する基督教徒たる者に於てをや其今日に至るまで教會として又ハ一個人として此事業に對し割合に同情を表することの深厚あらざるハ予輩の常に窃かに怪訝に堪へざる所なり

出獄人保護事業ハ實に今を距る凡そ百廿年前即ち千七百七十六年北米「フヰラデルフヰヤ」の市民リチヤルド、ホワイスタア氏は有名の富豪にして監獄近傍に其居邸あり日々憐れなる出獄者の慘狀を目撃して深く心に感動する所あり遂に之れを救護するは之れ富者當然の天職なるを信じ自ら巨万の資を投じて之れを保護會社創設維持の費用に義捐したりの發意に係る「フイラデルフヰヤ」免囚保護協會(The Philadelphia Society for assisting distressed prisoners)を以て其創成の起原とす彼の有名なるペンシヤミン、フランクリンの如きも亦た其熱心なる會員の一人に屬し「ビショップ」ウヰルリヤム、キワイト多年之れが會長として親しく保護の事務に從事したり爾來監獄改良事業の發達と共に保護事業の必要及び効果ハ米國に於て益々一般社會の確認する所となりボストン（千八百廿四年）ニユーヨルク（千八百四十四年）を始めとして今日に於てハ「カリフヲルニヤ」「ゴン子リチカツト」「イリノイス」「ケンタキー」「マリーランド」「マサチユセツツ」「ニユーハンプハイア」「ヲハイヨ」「ロードアイランド」「ウヰルシニヤ」等多少其規摸組織の大小異同ありと雖ども全國到る所保護會社の設けあらざるハなし而して其會社ハすべて一個人たる有志家の成立に係り一も官設的臭味を帶ぶるものあるを見ず經

費ハ一に會員の出金及び特志家の喜捨金を以て之を支辨し國庫の補助を受くるもの例へバ「ニーヨルク」毎年五千弗「カリフヲルニヤ」「マサチユセッツ」及びペンシルバニヤン各國毎年二千五百弗宛の如きハ寧ろ取除けに屬し近年追々會社自ら進んで全く其保護を辭し若くハ大に其保護金額を減少せんとするの方針を取るものゝ如し

英國に於てハ夙に監獄改良の鼻祖として有名なるジョン、ホワルド千七百二十六年に生れ千七百九十年に死す及び女豪エリサベス フリー（歐陸に於ける豪商の妻女にして監獄女囚の改良感化に從事するもの前後四十年自ら資を擲つて歐洲各國を遍歷し到る所同志を糾合して監獄改良及び免囚保護會社の必要を說き自ら率先して之れが創立に躁する費用を義捐せり千七百七十年に生れ千八百四十五年に死す）の出づるありて斯の事業の必要を唱道する所ありしと雖も免囚保護ハ國家機關の管掌に屬すべきものなりとの思想に勢力を占められ千七百九十二年の命令及び千八百二十三年の法律に由り裁判官なして免囚保護の事業に干與せしめたり容易に會社的事業の發生を見るに至らず從つて保護事業なるもの僅かに名のみにして其實なく社會ハ之れに對して極めて冷淡なるの狀況なりしが千八百五十七年に至つて漸く始めて免囚保護會社の創立を見るに及び次ひで間もなく他に十二個所の同會社成立せられ其の効果亦た頗ぶる見るに足るべきものあるを以て機運此に一變し終に千八百六十二年七月十九日發布の法律（Act to amend the Law relating to the giving of Aid todischarged prisoners）此法律の規定に由れば私立會社にして政府の認可を得たる條款に由つて免囚保護の事業に從事するものは政府の監督に屬し被護者一人に付二十磅宛の割合を以て公けの金庫より保護金を受くるものとす の結果に由り俄然として一時に多數會社の勃興を見るに至たれり彼の倫敦に於ける救恤會社（Reformatory and refuge Union）「ウエールス」の「プリンス」の保護の下に成立し數百殊に少年及び無宿者を收養するを以て目的とす の如きも亦た千八百六十四年以來免囚保護を以て其一事業たらしむることを決議せり千八百七十七年四月倫敦に於て全國保護會社の聯合協議會を開き中央機關を立てゝ會社相互の事業的連絡を計り且つ議決の結果として終に千八百八十七年に於て千八百六十二年七月十九日發布の法律改正を見るに至れり此法律に由れば國庫補助の固定總額を四千磅とし被保護者の割合に應じて之を各會社に配賦するものとす斯くの如く英國に於てハ近年着々として此の事業發達し外にしてハ政府の保護を受け內にしてハ多數の會員を有し外觀上頗ぶる完備せるが如くなりと雖も其成蹟の如何に就て親しく予の見聞する所を以て之を言へバ事々多くハ豫期に違ひ寧ろ非常に不良なるを免かれざるもの〻如し而して其由つて來る所を考ふるに（第一）多くの會社が出獄人に對する狀況を察するに動もすれバ輒ち役所的に傾むき個人としての同情慈愛の感化力を彼れに加へず從て會社ハ彼れ出獄者の委信を繫ぐ能はざること（第二）徒らに外觀を裝ひ誠心實意以て沈着に此事業の目的を達せんと欲するの氣風に乏しきこと（第三）出獄者個人的に相應したる適當の正業を紹介するの注意に缺くること（第四）役所的の規模なるが故に役員の給料事務の費用等に多額の經費を支出し勢ひ肝腎の保護費に向つて缺乏を感ずるを免かれ能はざること等蓋し其重もなるものなりと信ず現時英國に於ても總計百五個所の保護會社を有し此他蘇蘭に六個所あり愛蘭に至つても僅かに二個所を有するのみ尤も愛蘭には保護會社に對する國庫補助の法律を適用せず倫敦に三個の會社あり國王保護の下にある「ロヤールソサイチー」なるもの規模最も大にして出獄男子を保護するを以て目的とす國庫補助の年額三千磅あり毎年保護費として平均一万五千磅餘を支出せり他の二會社ハ何れも出獄女子を收養するを以て目的とす

歐洲に於て始めて會社的保護事業に着手したるものを「デンマルク」とす即ち千七百九十七年「フユーチン」島に起したる免囚保護會社（規模頗る小なりしを以て其成蹟も亦甚だ微々たりしを免れず）を以て第一とし次で千八百四十二年時の王「クリスチアン」第八世の奬勵に由て首府「コッペンハーゲン」に一會社起り成蹟頗る見るべきものあるを致せり爾來其規模に從て組織したる會社各地方に創立せられ現今にてハ其重もなるもの凡そ五個にして前記二個所の外尙ほ「ホルゼンス」「ウヰボルグ」及び「ウヰリスレーリレ」に於て各々一社あり而して各々國庫の補助年額千四百三十「フラン」を有し特志家の贈與寄附を得るもの亦た頗る多額なりと雖も大部分の財源ハ會員及刑事裁判所の出金並びに市町村及び貯金會社の補助金に由つて之を仰ぐ

矯正図書館

白耳義に於ける監獄制度の完備ゝ殆んど宇内に冠たりと稱す從て免囚保護事業に就ても夙に政府ゝ鋭意以て之を勸奬保護する所あり千八百三十五年の勅令に於てゝ政府ゝ私設會社と協同して職務的に免囚保護の管掌に任ずべきことを規定し千八百四十五年に至つてゝ政府ゝ會社に向つて毎年三万「フラン」の國庫補助金を下附することを約し千八百四十七年に於てゝ政府ゝ大に各地方の宗教管長（ビショップ）を鼓勵して其卒先以て保護事業に盡力せんことを要求し終に翌四十八年に至て勅令を發し免囚保護の周到敏活を計るが爲めに各地方に保護委員（comité de patronage）を設け（地方の富豪名望家を網羅す）王命を以て之れに任じ免囚の請願に由つて之れに相當の協議助力を與へ正業を授け家屋を給し再犯を豫防することを以て其職務たらしむ斯くの如く政府が熱心以て之を勸奬したるの結果ゝ各地到る所に保護會社の成立を見るに至りたりと雖ども實際の効果ゝ頗ぶる微々として振はざるものゝ如く今日の實況を以て之を見れバ政府の苦心したる經營ゝすべて失敗を以て終はりたりと謂ふも可なり是れ蓋し白耳義に於てゝ政府當局者が熱心の餘り先づ此事業に着手するの初歩を誤り純然たる私人的慈善事業に屬すべきものに對し政府監りに國家的直接に之れに容喙干渉したるが爲めに會社の規模漸く官臭に化し出獄者の會社を見ること恰かも一般の官署の如くまた異形の監獄の如くそれをして却て自ら會社の保護を避けんと欲するに至らしめたるを以てなり是に於て乎則ち保護會社なるものゝ斷然國家機關の管掌を離れ獨立以て自ら組織操縱するに非ざれバ成立維持及び發達する能はざるの理一般の確認する所となるに至れり

佛國に於てゝベーランヂー及びヂユカーの盡力に由り千八百四十二年頃より漸く保護機關の整備を見るに至り政府も亦た頻りに之を保護奬勵し千八百七十五年九月發布の法令に由り保護會社を以て公益に關する施設物と認め尚ほ之れに法人たる權利を付與せり千八百七十七年に於て始めて國庫補助金として政府より二万「フラン」を支出し後年四万「フラン」に增加し次で千八百八十五年八月發布の法律を以て補助金額の割合を確定し千八百八十八年に至つてゝ十二万「フラン」の補助金支出を見るに及べり現今に於てゝ佛國西全國を通じて凡そ七十五前後の保護會社あり中巴黎市内にあるもの六社にして「セーヌ」縣幼年出獄者保護會社ゝ幼年出獄者を收養保護するを以て目的とし其の成蹟頗ぶる顯著なり其他婦女、幼年婦女、新敎徒、イスレル敎徒等の出獄者保護を以て目的とする各個獨立の會社あり就中規摸の最も大なるを（La Société générale pour le patronage des libérés adultes）免囚保護會社とす千八百七十一年の創設に係り國庫補助金二千「フラン」あり寄宿舍二棟を有し一棟ゝ男子に供し一棟ゝ女子に供す寄宿最長期限を八日とし（婦女は此限りにあらず）成るべく迅速に他に糊口の道を得せしめんことを力む每年平均千三百人の出獄者に向つて保護を加へ中一時寄宿舍に收養するもの八百人内外なり平均七万二千「フラン」の收入に對し凡そ六万八千「フラン」を支出す會社の財產に屬するもの凡そ十万「フラン」ありと云ふ

獨逸に於ける保護事業の組織及び發達ゝ聯邦に由り多少の異同遲速ありと雖ども其最も進歩周到せるものを普國及び「バーデン」とす普國に於てゝ千八百廿六年始めて「ライン」洲に保護會社創設せられ翌二十七年新たに又伯林に起れり（二社共に英國女豪フリーの力與つて多きに居る）何れも皆純然たる私立會社の組織にして政府ゝ毫も之れに干渉することなく唯だ之を歡迎し若くゝ之れに向つて相當の助力を加ふるに過ぎず尤も時の皇太子（後ち國王となりフリードリッヒ、カヤルヘルム）四世と稱す即位以來殊に監獄事業に向ふて同情を有し自ら英國に巡幸して親しく治獄の實況を視察し歸後其摸範を採て銳意國監獄の改良を斷行せしむる所あり深く此事業に同情を表し自ら卒先して會社に庇護を加ふる所ありたる等の事情に由り王室と保護會社との關係ゝ今日に至るも尚ほ甚だ密切にして從て保護事業の組織ゝ各地到る所に發達盛頗し各洲一として保護會社の設けあらざるゝなし現今伯林に於てゝ二個の重もなる會社あり一ゝ皇帝庇護の名の下に男子を保護し一ゝ皇后庇護の名の下に婦女を

矯正図書館

收養す嬰きに皇室より一時賜金として二千五百「マルク」の贈與を受け今ハ毎年皇室より三百「マルク」皇族より若干市廳より六百「マルク」の補助あるの外會員の出金特志家の義捐贈與等また巨額なるを以て經濟に餘裕あり着々保護の範圍を擴張しつゝあるもの、如く成績亦た從て顯著なるを見る殊に近年各地宗教々會の自ら奮て此事業に對し熱心盡力する所あるを以て寒村僻邑に至るも尚ほ適當なる協助者助力者とありて出獄人を敎導保護する者あるに到り政府ハ勿論社會一般に其普及の結果に滿足を表するもの、如し其他現今に於てハ瑞典、瑞西、和蘭、伊太利、墺斯土利、西班牙、魯西亞等到る所に保護會社の設けあらざるハなく殊に瑞西、和蘭の如き此事業の最も整備せるものあるを見ると雖も此にハ姑らく之を省く

保護事業の發達と共に之れが完全なる組織方法を研究するの必要起り萬國監獄會議の如きも亦た毎回特に予の如きも亦た此會議に列席し談、免囚保護のことに及ぶときハ顧みて我國未だ此事業の殆んど其嫩芽の發生するものだになきことを想ひ心窃かに慚愧の感に堪へざりし所なり監獄改良事業ありて免囚保護の事業なきハ恰かも子を產むの母あつて之を鞠養し之を敎育する者なきが如し如何んか能く監獄改良の目的を貫徹し得べけんやフェリング曰く監獄の目的ハ監獄其れ自らの作用のみを以て成就し得べきに非ず社會道德的事業殊に出獄人保護事業の整備せるを俟て始めて能く其目的即ち犯罪防遏の効を擧ぐるに至るべしと至當と謂ふべし

免囚保護の範圍方法及び其經濟等に就てハ歐米各國の多年經歷する所に由り且つ萬國監獄會議の審査決定する所に基づき今日に於てハ既に略ぼ一定の標準あり將來我國に於て新たに此事業に着手せんと欲せバ宜しく此標準に由て組織せざるべからず庶くハ顯著なる成蹟を見るを得んか其組織方法に至つてハ他日詳論する所あるべし

●東京青年會館に於て米國總領事エン、ダブリュウ、マカイヴヲル氏演說大意

司會者及來會者諸君　余ハ原君の出獄者保護事業に關し玆に所感を陳するの光榮を荷ふ余ハ本國にありしとき此種の事業に關し多少の經驗あり日本に於ても司法上の職に當るを以て頗る同情なき能はず故に本日喜びて招に應じたり

原君の過去の經歷及其成功ハ既に世の知る所也今や其事業を擴張せんとす世ハ之に同情を表し之を助成せざるべからず

前辨士ハ社會問題として本事業を詳論せられたり故に余ハ此方面に於て說の要なし余ハ別方面より感ずる所二點を擧げん

（一）法律なるものハ吾人行爲の規範にして吾人ハ之に服從せざるべからず今本事業を考ふるに毫も法律の精神と抵觸する所なし英米兩國に於て法律敎科書の初に左の如き文句を見る曰く「法律ハ改善せしむ復讐を行ふにあらず」と

夫れ犯罪者にして加刑せらるゝハその改善の爲也故に處刑の後ハ復權を得て再び國家の保護の下に立つべ

監獄雜誌　第8巻 第4号
矯正図書館

きもの也

犯罪者を罰するハ法律の威嚴を濟せるが爲也

犯罪に對する復讐をなすが爲に非る也世の父たるもの其子を懲罰するハその過を改めしめんが爲のみ法律も之に異らず故に法律ハ壓制者の法にあらず

親父の法也則ち上帝の法也

刑法に關する誤見ハ法律を以て被害者の利益の爲に存するとなす、若し然らバ何故に犯罪者より徵收する罰金を以て之を被害者に與へざるや

法律ハ廣大也其心父親の如し原氏の事業ハ能く此の心に合同するものと云ふべし

(二)本事業ハ必用にして且つ實際的なり其必要なるハ何人も之を知る、されどもその必要の範圍を明にせざるべからず、出獄者なるものハ在獄中多くの苦艱を嘗めたるのみならず刑の印象ハ永く其身に存じ自ら之を知り人之を知る既に斯くの如し何ぞ自重自尊の念あらんや、それ自重ハ人をして善良なる市民たらしめ善良なる友たらしむ、之を欠くものハ眞に憐れむべきものなり

出獄者ハその意志の損傷せるものなり、自ら顧みて希望少なし、斯くの如き者に對して政府も社會も望を屬すること難し

原君の事業ハ出獄者の心中一點の希望にても幸に存するあらバ之を立てしめ之を養はしめ漸く之を恢復して善良なる市民となし以て國家の用に供せんとするものなり其必用眞に昭乎たり

本事業ハ盲動的の慈善にあらず出獄者にして單に救助に與からしむるにあらず彼等にして自助の道を得せしむるにあり彼等に自立すべきの便宜を供するにあり余若し人あり助を受くるとを要せバまた此種の助を得んとを欲すべし

出獄者の能力を保護し世をしてその暗黑なる過去の印象を認めしめず漸次之を改善せしめ之を自立せしむ其事業の實際的なる尊崇すべきにあらずや

嚮きに日本の不幸ある國喪の結果として今や此事業の必要を階層し來るものあり予ハ大に之に同情を表し又諸君の同情の懇篤ならんとを祈る

統計

此頃其筋に於て取調べられたる浮浪、乞丐、拘摸等の全國の統計ハ左の如しと云ふ

府縣	拘摸親分の數	同一人一日の稼高	拘摸子分の數	同一人一日の稼高	獨立拘摸の數	同一人一日の稼高	乞食の數	浮浪罪の處分を受けたる者の數 廿五年	廿六年	廿七年	廿八年	計
東京	二七	一〇〇	七七	五〇	—	—	六七〇	二五一	四八九	八四八	六四五	二二三三
京都	三	三八〇	九五	三八〇	不明	同上	一〇七八	七六二	一二四〇	一二〇一		四〇八七
大坂	三七	一、七五〇	二九一	三〇〇	—	—	二、五三三	二一七一	二五七四	二九七二	三〇七〇	一〇七八一
神奈川	四	一〇三〇〇	六二	一、三〇〇	一八	一、〇〇	五二一	三三三	六二九	四九四	三三八	一七九四
兵庫	一八	七五〇	七〇	三〇〇	—	—	一、一八八	二四九	三二八	二三五	三一一	三二二〇
長崎	—	—	—	—	九	七五〇	三〇〇	四	三	一八	二五	
新潟	九	一八〇	三八	一八〇	—	—	二、二六九	一六	一七	一〇	五一	
埼玉	九	二〇〇〇	四七	二、〇〇〇	—	—	二六一	一〇	六	三〇	四一	八九
群馬	五	一、〇〇〇	一一	五〇〇	—	—	五一	三三	三〇〇	四五三	四七〇	一、二四六
千葉	不明	同上	同上	同上	同上	同上	八一七	一七八	三九三	二八九	二〇一	一、〇六一

矯正図書館

| | | |

矯正図書館

●出獄人保護事業に就て佛教僧侶諸君に檄す

在東京　藤郷了澄

出獄者保護救助の必要急務なる殊に本年一月三十一日勅令第七號御發布以來尤も切迫せることゝ識者の絶叫する處ろ然り而て全國中免囚保護所の已設ゝ漸く十ヶ所計り又た目下計畫中なるもの數ヶ所ありと聞く此れ斯の事業の至難なることしるべし然れども予が抱持せる方法によれば至難の事業に非らず否な容易の事のみ何んとなれば各自所奉の宗教により家族主義の方法を採らんとすればなり依て卑見のある處ろを述べん

抑も同一宗教を奉ずる輩らゝ同一主義によりて今世ゝ道義を腐蝕し來世ゝ樂園に闇黮の幸福を共に要期するものなれば徹頭徹尾悲喜苦樂を共にせざるべからざるゝ社會の一家族の如くならざるべからず是れ予が家族主義と稱する所以なり

而て爰に同一宗教徒中教者被教者闇互ひに責任あり先づ教者ゝ法施をなして被教者に處世の要を示し此れに靈魂の歸着を知らしめ二世の幸福を全たからしむるの責任なり又た被教者ゝ教者に對し財施をなし此れに資本を給し之れに衣食住の欠乏なからしむるの責任あり是に由て之を觀れば古往今來被教者の教者に對する責任ゝ盡しつゝありと云ふべし如何となれば餓死凍痛の僧家あるを聞かず苟めにも一寺一派維持しつゝあるゝ佛陀宗祖の冥祐といゝつゝ乍ら被教者の財施に非らざるゝなかるべし若し然らば教者の被教者に對する責任ゝ盡しつゝある歟見よ彼れゝ處世の要を知らず自活し能はざるものあり倫理を知らず親子兄弟反目嫉視するものあり終ひに法律に觸れ鐵窓に呻吟するものあり是れ誰れの過ちぞや責め教者に歸せざるを得ず故へに各宗教家が身を挺して被教者を闇黮界裡に憂悶し改惡飯善せしむるゝ教者自己の前過を償ふものなりと云ふも敢へて經言に非ざるべし然れども各宗教家が囚人教誨に從事することゝ目下の監獄事情の許さゞることなれば現任教誨師に托し暫く擱くも不得止こと也偖て各宗教家が斷然起つて從事せざるべからざる事業あり何ぞや曰く出獄人保護救助是なり爰に子弟の川淵に溺るゝ者あらんか父兄たるもの飛込んで救助せざるをゑず乍去溺れしことを知らざれば止みなん溺者ゝ已でに他人にあらず父兄たるもの豈に之を救助せざるべけんや

救濟せられ九死に一生を得たるあらん歟父兄たる者之れに被服を與へ醫藥を供し切實介抱し子弟の健全を祈らざる者なかるべし今や同一宗教を奉ずる輩ら教者ゝ主人なり父兄なり被教者ゝ眷屬なり子弟なることを怠るべからず彼れゝ闇黮の深淵より救濟せられたる者なり改惡飯善の功を奏したるものなり然れども衣なく食なく飢餓凍痛の極再び身を深淵に投じ今世ゝ悲慘の苦痛を受け來世ゝ永劫の重苦に沈む二世幸福の生命を絶んとせり宗教家諸君彼れゝ我か家族に非ずや彼れゝ我か子弟に非ずや嗚呼思ふて此こに至れば身毛悚立熱淚潛々衣襟爲めに濕ふ伏て請ふ僧侶諸君一擧手を惜び勿れ一投足を厭ふ勿れ予が懷抱せる方法を一讀せば思ひ半ばに過んことあるべし即ち各宗派寺院に於て分擔保護する是れなり

先づ初めに在監人の統計を掲げ參考に供し次に被護人の員數を定め而て後各宗派に就て配當を記すべし

在監人（明治廿七年末調査）及監獄費（明治廿六年度決算）

區別	人員	刑事被告人	懲治人	別房留置人	雜居人	佛乳兒	總計
男	六三、六七〇	一〇、〇二三	三三五	一、九五一	二一〇		
女	四、五九一	八五三	一七	二四一	一九一	八二、〇〇二	

監獄費總計	二六、一七五、人
在監人一人一日平均費金	拾三錢七厘づゝ

明治廿六年在監人總計七九、二七五、人

遷善改過の徹効有無

	有	無
資產ある者	一六、九六五	一六、五五五
資產なき者	六一、三三三	二一〇、三七〇
讀みかきをなしうる者	二四、三二六	三四、八九五
無學者	五四、〇九七	九二、〇五九

次に被護人の員數を定むることゝ頗る困難なりき別房留置人員のみを被護者とせば僅々二千百九十二人（明治廿七年末調査）なれども監獄最終の目的を達せんとするにゝ該員にてゝ止まらず予ゝ斯道の識者十餘名尋問し又ゝ照會せしも未だ精確なる統計をゑず依て識者の指示彼此を參酌し漸く假定せりこの假定數ゝ最多數に積りたるものなれば減ずることあるも增すことなかるべし

全國被護者員數總計二万人とす

一万人……佛教以外に屬す）此を保護するゝ
内譯
一万人……佛教に屬す（今ゝ此の分に就て方法を述ぶ

如此所屬の數量を定むる所以何んとなれば全國の惣人口其一半ゝ佛教に屬し其一半ゝ佛教以外なるを以てなり即ち左の如し

矯正図書館

全國人口總計四二、二七〇、六二〇人也（明治廿八年末調査）

内譯（二、一一三、五一〇、人……佛教徒以外（後表に詳かなり）

二、一一三、五一〇、人……佛教徒（後表に詳かなり）

已でに被護者と護者との數量を定めたれn左の對照を見るべし

佛教徒（被護者一万人に對し……護者三、一三五、二一〇、人

（被護者……一人に對し……護者二、一二三、人

而て之を各宗派檀徒信徒の人口に配當せv左の如し（表中檀信徒の員數n固より精確の調査に非ざるべきも各宗派當路者最近の筆頭に騰りたるものなれvも大過なしと見て可なり而て△符n無據に非されvも稍明了を缺く故へに假定概數を掲けたるもの又た不詳n後出）

宗名派名	檀家人口數	信徒人口數	檀徒信徒人口數合計	被保護人員配當數	
天臺宗	△八〇〇、〇〇〇	不詳	八〇〇、〇〇〇	三七九弱	
同　寺門派	一、六二、五六八	一七四、七八一	八三同		
眞盛　派	七三、七七一	二〇、五一七	九三、二八八	四四強	
同　眞言宗	一、七二、三五	一、二三五、九九八	二、九五七、二九三	一、三九九同	
淨土　宗	二、三三、四〇〇	三六四、八一九	五八八、二一九	二七八同	
同　西山派	六四、一三五	一三、九九五	七八、一三〇	三七弱	
同　齋宗寺派	四一、七六三	九、七九五	五一、五五七	二四強	
同　天龍寺派	二四、五七八	二、五〇〇	三六、〇七八	一七同	
同　建仁寺派	一二、三二一	五、二四〇	一七、五五一	八回	
同　南禪寺派	△五〇、〇〇〇	不詳	五〇、〇〇〇	二四弱	
同　妙心寺派	一、〇七三、一一三	九〇、九〇二	一、一六四、〇一五	五五一同	
同　建長寺派	一三〇、一二八	一六、四四七	一四六、五七五	六九強	
同　東福寺派	一一〇、七二〇	不詳	一一〇、七二〇	五二同	
同　大德寺派	四八、三九九	二、八四八	五一、二四七	二四同	
同　圓覺寺派	三〇、五八七	五、〇九四	三五、六八一	一七弱	
同　永源寺派	不詳	不詳	不詳	不詳	
曹　洞　宗	△三、〇〇〇、〇〇〇	不詳	三、〇〇〇、〇〇〇	一、四二〇弱	
黃　檗　宗	一八、五五〇	一、〇二〇	一、九五七	一同	
眞宗本願寺派	△三、〇〇〇、〇〇〇	不詳	三、〇〇〇、〇〇〇	一、四二〇弱	
同　大谷派	三、九四三、六八〇	不詳	三、九四三、六八〇	一、八六六同	
同　高田派	二三三、四六五	四二、五〇〇	二七四、九六五	一三〇強	
同　木邊派	六、二五七	一六、八〇五	三、〇六二	一一弱	
同　興正寺派	二四、六〇九	八八、三〇〇	一二三、九〇九	五三強	
同　佛光寺派	一一三、一二七	二、二二六	一一五、四五三	五五弱	
同　出雲寺派	一一、五五〇	六、八五〇	一八、四〇〇	九弱	
同　山本派	三、〇〇〇	不詳	三、〇〇〇	一強	
同　誠照寺派	三、〇一〇	四、五〇〇	七、五二〇	二弱	

同　三門徒派	二〇、一〇八	七、〇九〇	二七、一九八	一三同	
日　蓮　宗	二、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	一、〇八強	
同　妙滿寺派	△五〇、〇〇〇	不詳	五〇、〇〇〇	二四弱	
同　興門派	四九、一三二	二、一五五	六〇、二七七	二九弱	
同　八品派	二六、九二九	不詳	二六、九二九	一三同	
同本成寺派	五五、一四六	二、六〇五	五七、七五一	二七強	
同本隆寺派	一一、六〇	五、〇七〇	一六、二三〇	八弱	
同　不受不施派	不詳	不詳	不詳	不詳	
同　不受不施講門派	不詳	不詳	不詳	不詳	
融通念佛派	三二、七五三	不詳	三二、七五三	二強	
時　宗	一四、六五〇	不詳	一四、六五〇	七弱	
法相宗	不詳	一、六七五	一、六七五	一弱	
華嚴宗	一五〇	一五、六七一	一五、八二一	七強	
小　計	一七、六〇〇、二〇二	一、九五八、一五二	一九、五五八、三五四	九、二五同	
不詳の分	………	一、七六、九五六	一、七六、九五六	七四六同	
總　計	一九、一七七、一五八	一、九五八、一五三	一、三五、三一〇	一、〇〇一	

而て之に對する費用n如何と云ふに明治廿六年度決算に係る監獄費（前出）惣額を同年在監人員一人一日に平均割當したるものn金十三錢七厘（建築修繕費及書記看守長の俸給を除き其余n看守押丁小使の被服俸給を始め在監人の衣食諸消耗品代等惣て此内に含有す）宛なれども今n被護者一人一日平均金拾四錢宛として一万人の賛金額と護者の出金額の割當を記せv

一人一日金拾四錢つゝとして一万人に對する賛金額……一ケ年五一、〇〇〇、〇〇〇

檀信徒の惣戸數（明治廿八年末調査）に配當せn一人の出金額……金拾二錢八厘強

一ケ月四、五八三、三三三　金一錢一厘弱

一ケ日一、四〇〇　金二厘

是に由て之を觀れv佛教徒諸君一ケ月一人に取りてn金二厘宛一戸にしてn僅かに一錢一厘宛に非すや然らv一ケ月中に田家なれv草鞋一足造り賣却し其代金を抛つも可なり町家なれv紙屑賣却代金を投ずるも可なり又僧侶諸君に取りてn青年會婦人會尼講何講等の一講會を結び毎月一回說敎施行し一戸一人より金一錢一厘つゝの喜捨金を受け費用に出すも可なるべし如此方法によれn出獄人保護事業n至難に非らず容易の事ならずや

予n此より一歩進んて容易中の最も容易なる方法を述ぶべし是れ監獄署の如く夥多の吏員を要せず隨て

矯正図書館

掛員の被服俸給を省き諸消耗費を要せず被護人の食費迄も減ずる（如此なれバ一人一日十四錢の内減する頗る夥多）ものなり即ち各寺院分擔保護是なり之を對照せよ

被護者一万人に對し……保護寺院數七一、八三ヶ寺

被護者　一人に對し……保護寺院數　七ヶ寺

七ヶ寺組合にて一人を保護せん可なり七ヶ寺の中に門番、掃除人、小使、臺所番、法用の文庫持、下婢、等の内を何れか一人以上召使人必用ノ寺院あるべきにつき被護者を代用するなり而て之を保護するに例せん

甲寺……召使人に代用すべへに食費と給金を與ふ然れども精神ん保護にあるものなれバ時間を幾許與ふ

乙寺……被護人の衣服用具を給與す

丙寺……將來自活獨立せしむる爲め職業を授く（甲寺より與へられたる時間に）

丁寺……讀書習字算術等夜學の資料を給する歟將又教授す

戊巳庚三ヶ寺　甲寺の給金のみにてん將來自活獨立の資本に乏し故に各幾分の救助義捐をなし貯金せしむ

又た各宗派寺院數に就き被保護人を分擔するとせバ左の如し

宗派名	寺院數	被護人配當數	宗派名	寺院數	被護人配當數
天台宗派	四、七九四	六六七、強	眞宗派	一九、二五五	二、六六七、弱
眞言宗派	二、七六三	一七七、弱	日蓮宗派	五、〇五八	七〇四、強
淨土宗派	八、三〇八	一二五七、弱	時宗派	五二	七三、弱
臨濟宗派	六、一三七	八五五、同	融通念佛宗派	三五八	五〇、同
曹洞宗派	一四、〇六六	一九五八、強	法相宗派	四五	六、強
黄檗宗派	六〇五	八四、同	華嚴宗派	二一	三、弱
總計	七、八三二（寺院）	一〇、〇〇一（被護人數）			

然れバ被護人所奉の宗教により各一宗一派連帶責任とするも可なり又所屬寺住職の責任とするも可なり予が宗教家族主義によらんことを大聲疾呼する所以なり依て神道ん神道者の家族主義によるべし耶蘇教者も亦然り無宗教者も共同團結して無宗教者の家族主義を採るべし然らバ何なる被護者も洩るゝことなし

嗚呼上來讀み來れバ僧侶諸君刑余者保護事業ん一擧手一投足の勞に過ぎすして然かも巨益を社會に與ふる幾許ぞや若し是れをも難たしと云ん歟所謂與薪不見一羽不擧と云はんが如し佛教家ん無精神なり僧侶ん天下の遊民なりとの誹謗を如何せん之に由て諸君憤發一番競爭場裡に起て各獨得の技倆を顯揚せられんことを切望す時勢ん猶豫を許さず爰に僧侶諸君に急告す

乍去前後數種の統計表ん參考の爲めたゞ比較平均を擧げたるのみ若し被護者其人に就きて實際に所奉の宗派を調査せバ甲派ん檀信徒數多くして比例上被護者數少く乙派ん檀信徒數少くして割合被護者數多しと云ふ如き結果を生ずるん勿論なり何となれバ外に事情もあるべけれど予ん云はんとす各宗派の僧侶が平素教導を盡さんと否とに原因するものなりと故へに乙派の如きん責めを負ふん無論斷然起て布教に精勵し豫防せられんことを希望す

雜報

●法律命令の解釋權に就て

國家の法律制度ん吾人の行爲を支配し社會の安寧幸福を增進するの要具にして吾人の一擧一動ん總て則を法律命令の範圍に探らざるべからざるん素より論なしと雖も往々にして其範圍の外に超越するの虞れあるより國家ん宜しく種々の機關を設け法律命令を公布し吾人に服從の義務を負はしめたり而して以上の法律命令を執行するん行政及司法の官吏にして其官權の上下ん姑らく措き苟も國家機關の一部を分任せられたる官吏（殊に行政官を指す）ん悉く皆法律執行の衝に當り其職權内に屬する事項に就てん飽く迄自己の責任を以て之れが運用を圓滑ならしめざるべからざるの義務を有す然るに從來の經驗に依れバ地方行政官にして往々其責任を遁がれんが爲め一令出づる毎に該法律命令の解釋上に就き疑團を抱き一切万事主務大臣に伺定を仰ぎ處理する向寡からずして主務大臣又之を異とせず法律解釋上の事項を指示し來られしも素と法律の解釋なるものん各人自由の意志に依て解釋を許したるものにして各人各異の意志上の解釋如何ん假令上級官廳と雖も容易に之れに容喙すべからざるなり然れバ其之か執行官たる地方行政長官ん充分自己の責任を以て一定の解釋を定めざるべからざるなり然るに若し倘ほ一小鎭事に至る迄主務大臣に經伺するとせんか自己の責任なるもの

矯正図書館

殆んど之れなきに至り所謂責任を他に嫁するものにあらずして何んぞや苟も局に當り責任を重んずる行政官吏たるもの反省すべきことにこそ

●而して內務の方針なりと云ふを聞くに

此頃吾人の聞く所に依れば今後法律命令の解釋に關する地方廳の伺出に對しては從前の如く內務大臣より一々指令を與へられず法律の解釋は總て之を當局者の責任に歸せらるゝの方針なりと云ふ、左れば今日以後同人社會に於ける行刑上法令の解釋一般の事項は總て典獄に於て之れが責に任じ第二次に地方長官の責任に歸し主務大臣は只法律命令の執行上に關する監督官たるの地位に立つものなりと云ふ典獄たるの諸君今より宜しく自己獨特の智能を以て果斷勇決能く其責任を完ふせられんことを望む、最も取扱上等に關する疑義問合等は主管局長に限り相當の回答を發せらるゝことは從前に異なることなし

●北海道巡査、看守の俸給令改正

近時全國何れの府縣廳に於ても巡査看守に缺員の多きは將に掩ふべからざるの事實なり是れ即ち現時物價非常に騰貴したるより入圍乃至十圍の俸給にては一身一家を支ふるに足らずして一面他に糊口の途を需むるに甚だ困難ならざるを以ての故なり之を以て此際一般に巡査看守の俸給を增加するにあらざれば到底此缺員を補充する能はざるは是れ又爭ふべからざるの事實なりとす、恰も好し今般勅令第九十九號を以て北海道廳及北海道集治監の看守巡査の俸給改正令を發布せられたり、本令に依れば俸給は一級乃至四級とし一級十二圍、二級十一圍、三級十圍、四級九圍とせり而して一級俸を受け二年以上勤續し勤務熟練の者には漸次十五圍まで增給することを得とし、教習中は月俸八圍以內を給し尙休職一ヶ年間は現俸の二分の一以內を給することを得ることゝなれり、右は何れも舊令に比すれば給額を高めたるものにして素と北海道は內地に比し物價騰貴にして生計の度高きより時宜の玆に出でたるものなるべく從て今後同道に於ける巡査看守の召募上至極便利を得ることなるべしと信ず

●而して其他の府縣は如何

常に諸般の獄制法規を內地に法とれる北海道に限り前項の如く巡査看守の俸給を高めたるは近頃の英斷なりと雖も獨り北海道に限り此俸給增加を感ずるのみならず全國何れの府縣に於ても北海道と同一の事實（缺員の多き事實を指す）あるにも拘はらず各府縣に增俸令の出でざるは予輩之を解する能はざるなり政府當局者は內地に於ける現行の巡査看守の俸給は其職務に比し寡からずと思惟せるか將た今日の儘にして將來監獄改良を大成せしむるに足れりとなすか予輩は茲に斷言す今後尙ほ全國看守巡査の俸給を增加するにあらざれば遂に行刑、警察の機關は萎靡不振の淵に陷るの秋なき能はざるを敢て當局者の猛省を請はんとす

●製艦費の免除と看守の俸給

忠誠なる國民の代表者たる帝國議會は曩きに帝室の御下賜金及官吏の製艦費納付慶停の上奏を　天聽に達せしより畏くも本年度より月俸六十圓以下を受くる文武官に限り之を免除せられ來る三十一年度より全然此補足を免除せられんことの勅諚を賜はりしより一般の判任文官は本年四月より月俸一割宛の增給を受くるの結果となり少なくとも物價騰貴の愁眉を開くありと雖も監獄看守は當初より免除の恩典に給したりし故を以て俸給は依然舊に依て異なることなく八圍乃至十圍の俸給は以て修身齋家の資に足らざるより勢ひ他志を抱くもの多く朝たに任じ夕へに辭し其席未だ暖かならずして職を去るもの比々として皆然り、素と製艦費免除は諸物價の騰貴より薄俸を受くる者の爲めに出でたる理由よりするも監獄看守の俸給增加は目下急務中の急務として予輩は一日も其發布の早かれかしと爾云

●臺灣島に陸海軍刑法の施行

本年五月八日は新版圖臺灣島の住民は純乎たる帝國臣民籍に編入せらるべき期限なるを以て總ての法律命令は內地同樣（特定の法令を除く）施行せらるべき筈なるを以て今般勅令第八十五號にて陸海軍刑法を內地と等しく施行せらるゝことゝなれり

●海軍看守に宿料給與

海軍監獄看守には土地の狀況に依り普通看守同樣本年度より一ヶ月一圍以上三圍以下の宿料給與の制を公布せらる（本年三月勅令第五十一號）

●臺灣司獄官の旅費定額

本年四月一日拓殖務省訓令第十號を以て臺灣總督府警察官司獄吏員旅費規則なるものを發布せられ本年四月一日より施行せらる其額左の如し

矯正図書館

	場所瀧車賃一哩毎に瀧船賃一海里毎に車馬賃一里日當一日毎に			
巡査看守	臺灣内地	七錢	三十錢	一圓二十錢
		三錢	四錢	八錢
				五十錢

第二號

場所瀧車賃一哩毎に瀧船賃一海里毎に車馬賃一里日當一日毎に			
押丁	臺灣内地	六錢	二十錢
		二錢	三錢
		六錢	七十錢
			三十五錢

●臺灣司獄官の歸鄉旅費

拓殖務大臣ハ臺灣總督府巡査看守ニシテ誓約期限後退職シタル者ニハ歸鄉旅費トシテ前項ノ定額ニ依リ瀧車賃瀧船賃及車馬賃ヲ支給スルコト及該歸鄉旅費ハ舊任地ヨリ原籍地ニ至ル迄ノ路程ニ應ジ支給セラルベキコトヲ同省訓令第十四號ヲ以テ達セラレ本年度ヨリ施行セラル

但誓約期限内退職シタル者ニハ總テ支給セラレザルコト〻知ルベシ

●臺灣總督府巡査看守教習所官制

四月十日勅令第九十三號ヲ以テ題號ノ官制ヲ發布セラレ巡査看守ノ實務ヲ教習セシメラル而シテ所長ハ奏任、教官、舍監、書記ハ判任官トシ人物ヲ養成セントスル内地ニ比シ人情風俗ヲ異ニスル臺灣行政（廣キ意味）ヲ直接ニ擔任スル巡査看守ノ養成決シテ輕シトセズ是レ特ニ勅令ヲ以テ然カモ所長ヲ高等官トセラレタル豈ニ故ナシトセンヤ

但以上ノ數項ハ專ラ臺灣監獄改良ニ必要ナル事項ニシテ拓殖務省又斯道ノ改良ニ鋭意ナリト云フベシ

●原胤昭氏免囚保護事業の成蹟

として左の報告を得たり

○第一回報告

一月三十一日より二月二十八日迄に保護善導したる出獄人成蹟

二百十八人

内	三月一日現在の寄宿者	八十一人
	病者（第二醫院に於て施療中）	一人
	新に家を構へ營業する者	五人
	常雇となり主家に止泊する者	九人
	親戚又ハ知己の家に寓し就業する者	十人
	鄉里に歸り就業する者	百人

出稼者（北海道へ）　十二人

此二項の内出獄後未だ安否の報なきもの　六人

二月中各自就業の收入工錢總額百七十八圓九十七錢八厘

但盲者二人廢疾二人ハ工錢の收入なし

二月廿八日現在の郵便貯金額ハ一千七百五十二圓五十二錢一厘最多額ハ六十五圓最少額ハ九圓なり

現在寄宿者の業種左の如し

印刷工	五人	裁手傳	十三人		
筆耕生	二人	紙函製造	一人		
雇夫	廿五人	木挽	四人		
鍛冶工	五人	大工	十二人		
石工	一人	莨刻	一人		
建具工	一人	理髪	一人		
製本工	二人	指物工	一人		
按摩	二人	製圖方	一人		
表具工	一人	炊夫	二人		

既に寄宿舍を出でたる百三十六人中着國未報のもの六人あり着國の報ありたるも未だ就業の報なきもの八人あり其餘ハ悉く歸國就業の報あり

業種を別てハ三十三あり其最多を農三十四奉公人十三土工十三鍛冶工五とす

寄宿費ハ金二百十九圓八十九錢一厘（二百十八人に係るもの）

一五四、一〇〇	飯米	三、九二〇	漬物		
内 二三、九二一	野菜	一二、五八〇	薪炭		
五、四九三	味噌	二、三二〇	石油		
譯 三、三〇〇	醬油	一四、二五七	布團代		

寄宿費ハ寄宿者より一日十錢を徵收す原胤昭夫妻の食費亦同じ此の金百六圓六十錢を前項總金より控除し殘額を義捐金より支辨したり

金百十三圓二十九錢一厘

但し被保護人二百十八人に割れバ一人につき金五十二錢なり

義捐寄附金三月二十一日迄總高

金六百六十圓三十七錢八厘

○原寄宿舍維持規約

一本舍を原寄宿舍と稱す

一本舍ハ原胤昭の出獄人保護事業を賛助し之を繼續維持するを以て目的とす

一本舍事業のため多少に係はらず金品を義捐せらる

矯正図書館

ゝ者を以て賛助員とす
一賛助員中より若干名を依頼し協議員と定め舍主の協議に與り事業を補翼し會計査閲の任に當るものとす
一舍主及協議員ハ毎年一回事業及會社の報告をなすものとす

○原寄宿舍設立豫算

一金四千圓　寄宿舍建築費
但二階建物總坪　八十坪　一坪に付　金五十圓
一金一千圓　舍内備品及建築設計費
但　各室備品（布團　蚊帳　枕　手函）炊所備品（鍋　釜　竈　食器等）八十人分
　乾燥所　同　浴場　同　事務所　同
　新舊室　同
　設計建築監督者手當
　合計金五千圓右ハ一時募集するもの

○月　賛

一金　十　圓　書記生雇賃
一金十二圓　地　代
一金　五　圓　火災保險費
一金　二　圓　家屋諸係り費
一金　五　圓　通信保護郵稅電報料
一金　七　圓　自宅就業者訪問車賃
一金　九　圓　旨癈重病者等の惠與寄宿費
　計金五十圓

右ハ豫約して月々募集するもの

○協　議　員　（いろは順）

本多庸一　子爵　岡部長職
小河滋二郎　清浦奎吾
三好退藏　島田三郎
伯爵　土方久元　鈴木眞一

●監獄協會の總會

本月廿五日午後第一時より東京上野松源樓上に於て監獄協會の催にて同會の總會を兼ね曩きに歸朝せられたる小河滋次郎氏の萬國監獄會議に關する報告講話會を開かれたり當日の模樣ハ講演第一小原重哉氏協會の代表者として開會の趣旨を述べ次に樺山内務大臣の獄制に對する演說あり右終て小河滋次郎氏が萬國監獄會議に關する會議の模樣及び諸般の報告を兼て最近歐洲各國監獄改良の實況幷に調査事項等を概括的講演せられ最終に氏が滯歐中研究上の所感として將來我帝國の監獄改良に對する政府の施設及び希望數件を痛論せらるゝ所あり氏が講演ハ前後二時間半餘に渉る長演說にして頗る當局者の注意を喚起したるもの〻如し小河氏の講演終て參列者各設けの宴席に就き配膳終る時長尾東京集治監典獄の紹介に依て寺原新任警保局長ハ席の中央に立て新任の挨拶を述べ今後諸君と共に斯事業の爲めに鞅掌盡力せんとの意味を簡單に演說せられて參會の諸君獻酬數行十二分の歡を盡して無事閉會を告げたるハ恰も午後九時頃なりし而して當日來會の主もなるものハ左の諸氏にして無量百數十名頗る盛會なりしなり

樺山内務大臣閣下、中村内務次官、山田警視總監、小野田茨城縣知事、寺原警保局長、小原貴族院議員久米内務省參事官、山下警視、大久保内務大臣秘書官、有松内務書記官、石澤北海道集治監典獄、長尾東京集治監典獄、小泉宮城集治監典獄、八田北海道分監長、畑北海道分監長、千石北海道分監長、高山北海道分監長、小林大坂府典獄、若山神奈川縣典獄櫻井兵庫縣典獄、神代埼玉縣典獄、福原群馬縣典獄隔山千葉縣典獄、森奈良縣典獄、新妻三重縣典獄、福田靜岡縣典獄、五十嵐長野縣典獄、山崎宮城縣典獄、永田青森縣典獄、眞木廣島縣典獄、松江和歌山縣典獄、浦監獄課長、坪井、羽村、印南の各内務屬等及び集治監各課長幷課員神奈川縣監獄各課長課員幷に近縣監獄各課長課員及び目下出京典獄の各隨行員幷に原胤昭氏の諸氏なりし樣見受けられたり

因に記す翌廿六日ハ同樓に於て小野田前警保局長寺原新任局長の爲めに送迎の宴會を開かれ内務省高等官及び各地方より出京中の典獄諸君等臨席せられ是れ又盛大なる會にてありしと云ふ

●監獄協會の總會に於ける樺山内相の演說大意

本官ハ本日此盛大なる監獄協會の總會に臨み各位と莊に會合するの光榮を得たるハ余の深く滿足とする所なり又本會より今回余に名譽會員たらんことを要請せらるる余ハ寧ろ本會の推選を保たす有益多望なる本會の會員たらんことハ余の進んで希望する所にして余ハ喜んで將來本會の名譽會員たることを快く承諾したり

元來監獄改良の必要急務なることハ朝野の共に認むる所にして要するに今日の如く監獄改良の漸次緒に就きたるハ本會の盡力及び會員各位が拮据勉勵の結果なりとして余ハ各位の勳勞多きを謝す然れども監

矯正図書館

獄改良事業ハ前途尚ほ遼遠にして決して今日に甘んずべき時機にあらざるなり故に各位に於ても將來益々鋭意盡力せられ監獄改良事業をして全般の美果を收むるの期あらんことを各位に望む所なり

監獄の改良ハ從來政府に於ても其方針を採り專ら注意を怠らず着々其歩武を進めつゝありと雖全局の改良をして速成完備ならしめんにハ種々の事情あり且夥多の費用を要し容易の業にあらざるを以て漸次尚一層改良の大方針を立て之を大成せんことを期せり故に各位ハ既往の改良に甘んぜず屈せず撓まず益々鞠躬盡力し以て改良の彼岸に達するの日あらんことを期せられたり

尚終りに一言し置くべきハ先年佛京に開きたる萬國監獄會議に帝國政府委員として列席したる小河滋次郎氏の會議に關する報告ある筈なれバ各位に於ても親しく之を聽取し以て研究する所あるべし云々

●小河氏の任官

曩きに歸朝せられたる小河滋次郎氏ハ今回缺員となりし警視廳典獄の椅子を襲はるゝ筈にて過日警視廳監獄書記拜命直に典獄心得を命せられたり氏ハ非職神奈川縣典獄として現職にあらざるより直に典獄に任命せらるゝ能はず一時監獄書記に任官せられたる由にして不日同廳典獄を拜命せらるゝとなり中央に撰擧監獄を見る予輩今より之を翹首せんとす

●石川縣典獄の新任

去月突然非職となりたる高北石川縣典獄の後任ハ同縣警部臼井助之進氏に依て襲はれたり氏の榮轉祝すべし

●クロー子典獄の叙勳

獨逸國クロー子典獄とし云へバ監獄當局者の間に常に敬慕する所にして何人も其高德老練家なるを疑はざるなり是れ即ち我帝國の監獄改良ハ間接に氏の力與つて大なるものあれバなり故を以て曩きに帝國政府ハ氏が我國の監獄事業に對する効勞を賞し三等勳章を贈與せられたるやに聞く氏の斯社會に於ける名譽や大なりと謂ふべし

●警部長特任令に就て

本月廿日發表せられたる警部長特別任用令ハ今の清浦司法大臣が曾て內務に警保局長たりし頃より提議せられたる問題にて所謂警部長としての一種特別なる技倆ハ現今の如く單に大學出身者若くハ高等文官試驗及第者の能く具備する所にあらざるが故に廣く其器を求め經驗ある士を擧げて今後の警察事務に刷新を加へんとするに在て即ち漸く其其資格を擴張せられたるものなり尚聞く所に依れバ目下差當り同令に依り登用するの必要なきも老朽事に堪へざるもの及無技不能の徒輩ハ遠からず一掃せらるゝならんと云ふ

雜錄

●專任監獄巡閱官の設置を望む

浪々生稿

面前に於ハ尚ほ國家刑法の唯一、二なきが如く監獄ハ即ち刑罰最終の機關にして、刑法の目的ハ監獄の作用に依て以て其効果を見るべきなり、而して近世文明の進歩ハ裁判と行刑との間に截然たる區別を生じ、裁判ハ即ち罪科相當の刑罰を宣告するに止まり監獄ハ即ち犯罪情狀の何たるを問はず法律上の刑期間拳實に刑罰を執行するに過ぎざることゝなれり、從て此二機關ハ各其所管を異にし裁判ハ司法省に監獄ハ內務省に隷屬せしめ決して其間に混淆錯綜を許さず、然り而して斯兩者ハ常に密接不可離の關係を有するものなるを以て裁判官檢察官に隨時監獄を巡視するを許すと雖も行刑上の統一を期するもの是れ即ち內務官吏の監獄巡閱の制を設けたる所以なりとす行刑百般の事項ハ監獄法及付屬法に於て其大綱を規定したりと云ふと雖も法ハ素と死物にして人に依て活用せらるゝにあらずバ如何なる金科玉條も其用を爲さゞるのみならず其之を運用する當局者の方寸に依て時に或ハ之を左右する決して難にあらざれバ能く之を監督し時々面密なる巡閱を爲すにあらざれバ行刑上の綱紀、果して各地各監能く統一に行はれつゝありや否やハ未だ之を斷言すべからざるなり、況んや現行監獄諸法規中往々事の輕重大小を顚倒し或ハ繁に過ぎ粗雜に失するか如き事項あき能はざるに於てをや、是れ即ち監獄則第四條に於て內務大臣ハ隨時監獄巡閱官をして各監獄を巡閱せしむべしとの規定ある所以にして此巡閱官とハ果して如何なる種類の人を以て之に宛て如何なる時期に各監獄を巡閱せしむべきやハ殆んと一定の規定あるにあらずして云はゞ主務省の隨意に出たるものなるが如し、何となれバ監獄則にハ隨時と云ひ又內務省所定の監獄

矯正図書館

巡閲内規なるものは毎年一回全國監獄を巡閲せしむべしとありと雖も此内規の官報に顯はれたる以來未だ一回も全國監獄を隈なく巡閲せしめられたりとの事ハ予輩曾て之を聞かざるなり或ハ主務省に於ける公務上の都合も之れあるべしと雖も遂に此内規も殆んど空文に過ぎざるが如し、偶々數府縣十數地方の監獄を巡閲せしめらるゝありと雖も一介の判任屬官をして之が衝ニ當ら[illegible]的に巡閲したれバ迚到底獄制の統一、改一層改良ノ[illegible]ベき好材料を蒐集し得んや又假りに[illegible]眼なる監[illegible]官にして二三府縣の監獄を巡閲し彼是比較對照[illegible]のある所を看破スるありと雖も全國を一貫したる統一的巡閲を能く爲し得んや苟も事の統一を圖らんと欲せバ同一の眼孔、同一方針を以て全國を通覽するにあらざるよりハ能く其目的を達し能はざるなり、然るに從來の監獄巡閲官なるものハ甲乙各巡閲府縣を異にし甲の改良意見なるもの乙者却て之を非とし前者の授けたるもの後者之を異とするが如き奇怪なる結果を見るなきを得ざるが如し、以上ハ予等が曾て監獄巡閲官に就て惜む所なりとす

社會文明の進運ハ疎より密に入り簡より繁に就くハ自然の狀態にして維新以後行刑の理術又此理に漏れず從來監獄を以て司法裁判の付屬物たるが如き感ありしも今日に至りてハ監獄學とし云ヘバ法學系統中專門の學科なりとし從て世人又監獄の事を講ずるもの〳〵漸く增加せしハ豈に一大慶事ならずや、然れども尙一層全局の改良を遂行せんと欲せバ監獄巡閲をして頻繁ならしめ專任監獄巡閲官を置き全國を通じて周密なる觀察を遂げ利弊のある所を詳悉し其改良を要する事項ハ詳細なる意見を付し内務大臣に稟申せしむることゝせバ監獄改良をして名實相愜ふに近からんか而して專任監獄巡閲官の官等及人撰等の事の如きハ宜しく監府の定むる所に任じ予輩が茲に之を贅せざるなり

●教誨師の異同に就て

卑見に依れバ社會の風教を矯め道德の重すべきを論ずるもの皆宗教の力に依らざるハなし、宗教の種類ハ多宗異同あり、予輩素と宗教の何たるを知らずと雖も社會に宗教なかるべからざるハ尙ほ國家に法律の缺くべからざると一般にして之を換言すれバ法律ハ即ち吾人の安寧幸福を增進せんが爲め外表に顯はれたる害惡即ち除害、保善の目的に出で、宗教ハ則ち吾人の心界を支配し未だ表面に顯はれざる吾人の心意をして善の行ふべく惡事の爲すべからざることを誨ゆるもの所謂制心的の制裁と見バ兩者の區別に於て決して大差なかるべしと信ず、是れ即ち監獄に教誨なるもの〳〵設けありて一旦罪を犯し法律上の制裁を受け監獄に墮落せし者に對し風敎道義を說き改過遷善に誘導せんとの手段の原因に外ならざるなり然るに監獄教誨の眞相を觀察するに宗教の異同より將た教誨師の種類を異にするより猥りに他宗を攻撃し異宗の教誨師を誹謗罵詈する等の弊害ありて其容かに攻撃罵詈するハ自己の信仰上姑らく之を止むを得ずとするも或ハ甚だしきハ被教誨者即ち罪囚の面前に於て異宗徒を詈罵上下する等の醜体を現するあるハ往々監獄教誨の上に予輩の實見する所にして予輩ハ此醜体を演出するを見る毎に簞瓢痛惜に耐へざる所なり予輩ハ昨今社會の輿論となれる放免囚保護事業の上に於て異同の宗教家間に甚だしき競爭的醜体を暴露するが如き傾きあるを感せり是れ最も監獄の爲に採らざる所あり高德卓行の世の教誨師たるもの省慮せられたきことにこそ聊か注意を請ふことゝ然り

●在監人行狀勘查及賞譽規定を見る

在奈良　洋々散士

從來囚人の行狀を審査するにハ勘査内規に依れり然るに此の勘査内規ハ大に當局者の不便を感じたる點少なからざりき是に於てか内務大臣伯爵樺山資紀君ハ愈訓令第五號を以て明治三十年二月十七日在監人行狀勘查及賞譽規程を定められたり之を通讀するに大に肯綮を得たり然れども散士ハ尙數多の冀望あり依て爰に之が批評を試み併て冀望を連べんと欲す

從來如何なる短期囚と雖も同一勘查期に分割せり然るに今回一年以上に爲し年末滿のものハ適宜の方法に依る如く規定せしハ實に散士の贊同を表する處なり而して第一條に於て一年以上を四個に區別せしが如きハ尤も肯綮を得たるものなり然れども監獄に關する計算ハ如何なるものと雖ども月計算あり勘查期ハ其の各期或ハ月の央にて始り央にて終る場合あり此の場合に其の日數に應じて科程外の日數、科程了日數、食否の償否、貯畜工錢等の費途其の金額を算出するハ甚はだ困難なり依つて散士ハ第一條但書に於て各勘查期の終り月末に至らざるものハ十五日を境界と爲し十五日を經過するものハ月末に延期し

十五日以下ハ之を除去し次期の勘査期内に算入する如く規定せざりしを遺憾とするものなり然らざれバ月計算のものと特に勘査期の爲めにするものと兩樣の計算を爲さゞる可からず從て其の結果事務煩雜を來たすに過ぎず第二條に於て受刑中刑に異動を生じたるとき其の勘査期を變更す是れ誠に至當の事なり然れども第二項に於て勘査期の變更を爲したるとき既に行ひたる賞譽新勘査期に相當せざる時ハ之を消滅せしむと是れ散士の贊同を表する能はざる處なり何となれバ行狀善良なる爲め一旦與へたる賞譽を餘罪發覺等の爲め刑期變更に從て其の賞譽を消滅せしむるときハ大に囚情に關するものなり彼等ハ漸く改悛せんとするに當り一旦授與せられたる賞譽消滅せバ最早行狀善良の意思中止して俗に云ふやけと云ふに至るものなり依て散士ハ新勘査に相當せざるときハ次期に於て賞與を與ふ可きものにあらずと規定せざりしを遺憾とするものあり論者或ハ云はん然らバ監獄内に於て犯罪を爲し爲めに刑の變更を來たしたるときも尙一旦與へたる賞譽ハ消滅せざるか散士云はん斯の如き場合ハ消滅せしむるに及ばず之を褫奪せバ可なり依て散士ハ第二條但書ハ學理上贊成を表するも實際上に於て不可なりと思考す第三條ハ文理上二樣の解釋を下すことを得る依て爰に二個の說を揭げ何れが可なるや採決を試み然る後に之が批評を試みん

第一說、勘査期を二分の一に短縮するとハ各勘査期二分の一に短縮するを以て半期早く賞譽を與ふると云ふに歸着す今一年刑の例に依て云へバ普通ハ三ケ月經過後十日以内に於て賞譽を與ふ可きを一ケ月半經過後十日以内に於て賞譽を與へ又四月一日より更に一ケ月半經過後十日以内に於て第二期の賞譽を與ふるものなり

第二說、勘査期を各二分の一に短縮するを以て前例の一年刑に就て之を云へバ第一期ハ一月一日より一ケ月半となり第二期ハ其の翌日より一ケ月半なり換言すれバ普通の一勘査期を二期に變更するとの意味なり從て其の結果三期に於て非常に長期となるなり

散士ハ右第二說を以て可となす何となれバ勘査期自體を二分の一に短縮せしを以て第一說の如く第一期と第二期との間に空間を存せしむるの必要なきなり此の規定ハ實に優遇の規定なるを以て當局者たる典獄に於てハ猥りに之を行ふ可きものにあらず充分の注意を加へ眞に悛悟したるものにあらざれバ施す能はざるなり第五條に於て刑期一年未滿の囚人刑事被告人懲治人及別房留置人の行狀善良なるものも此の規定に依て賞譽を行ひ得ることを規定したるハ實に善良の規定と云はざるを得ず懲治人別房留置人に賞譽の規定なかりしハ從來當局者の遺憾とせし處なり今や之れを補ふて餘りあり而して刑事被告人に至る迄之に浴することを得せしむるハ實に散士の贊成する處なり然るに只遺憾とするハ現今の監獄則に於て被告人に處罰の制裁なきこと是なり第六條以下第十一條迄ハ尤も完全にして散士が如き黃吻のもの〻喙を容るゝの餘地なし只一言記して以て當局者の參考に供するのみと云爾

寄書

●大監獄に於ける司獄官勤務法に就ての余が私見

吉田德太郎

表題に司獄官吏と謂はずして司獄官と稱せしハ上等司獄官をも含蓄せしめしに因る

夫れ監獄の改善進步を企圖せんと欲せバ司獄官勤務法の完全を期するより外急なるものなし而して今日各監獄に實行せられつゝある處の勤務法たる哉果して將來に改良を要せざる確的の勤務法たるか否余ハ司獄當局者の試驗中に屬する勤務の方法亦不尠るを見る當此秋余が司獄官勤務法に就き私見を發表するも强ち無益の業にあらざるべきを信ず而して余が私見を採納すると否とハ須臾く司獄當局者の海胸に訴へん而已

余ハ徒に割據分權の主義を主張する論者にあらずと雖も凡そ行刑の事たる特種の勤務法を應用するの理由あつて存す何となれバ囚人行狀勘査なるものハ司獄官執行務中の最大重責に屬するものにして假令刑を執行するも囚人行狀勘査の實勿らんか如何にして能く囚人遷善改惡の眞諦を看破する事を得べき哉況して今日の監獄ハ僞善を裝ふに巧妙なる奸惡無賴の徒が巢窟なるに於てを哉余が勤務法の完全を望むもの蓋し囚人行狀勘査の實効を擧げしめんとの目的に外ならず余豈に徒に勤務の緩嚴を呶々し大方の非評

監獄雑誌　第8巻 第4号
矯正図書館

を招くの愚を學ん哉

以上所論の如く余ハ行狀勘査の實効を期せん事を標的とし左の勤務法を按出し司獄當局者の膝下に献ず別に新奇卓抜の説にあらざる事ハ豫め此に陳謝せん而已

先づ此に十箇の大工場と十箇の大監房を有する大監獄ありと假定し其勤務法を定めんに

第一管區

第一工場（勞役四人百名）第二工場（勞役四人八十名）第一號監（四人數同じ）第二號監（四人數同じ）を以て第一管區を組織し看守十二名及區長として看守部長一名を配置し看守ハ一晝夜交代とし隔日に勤務せしめ看守部長ハ一回宿直せしめ專任區長たる看守部長不在の時ハ他管區の看守部長をして兼任せしむ

第二管區

第三工場第四工場第三號監第四號監（四人數及吏員配置法ハ前に同じ）

第三管區

第五工場第六工場第五號監第六號監（以下前に同じ）

第四管區

第七工場第八工場第七號監第八號監（以下前に同じ）

第五管區

第九工場第十工場第九號監第十號監（以下前に同じ）

第六管區

病監炊事場懲治場を以て第六管區を組織し看守十名を配置し（以下前に同じ）

以上の管區を以て組合を組織す則ち

第一管區第二管區第三管區を併て第一組合を組織し看守長一名を以て組合長とす組合長たる看守長ハ隔日に勤務し組合長不在の時ハ組合中の上席看守部長をして組合長を兼攝せしむ

第四管區第五管區第六管區を以て第二組合とし（以下前に同じ）

第一組合第二組合を併て第二課を組織し第二課長ハ組合を總攝し其他第二課に專屬する百般の事項に就き監督權を有する事ハ現行の處務規定に依る

以上余が考按に因り幾千の吏員を要するかと云ふに看守七十名看守部長六名看守長第二課長一名を以て組織する事を得而して先づ平均在監囚人千人とせバ百廿五名の看守を需用するを以て今假りに看守百廿五名の充員ありとする時ハ此に五十五名の冗員あるもの〵如く見ゆ然れども此ハ全く冗員にあらず以上管區の受持に任ずるの外第二課の記錄事務に與るもの六名衛生專務四名教誨入浴診察接見通信處罰者放免囚刑執行監視人護送等の戒護事務に與るもの十名及拘置監ハ管區制の外に置きたるを以て戒護看守四名法廷取締看守四名を要す故に此に都合二十八名の吏員を充用せざるべからず而して五十五名の内二十八名を除却する時ハ殘る處僅に二十七名となる此ハ定員の充たざるあり或ハ病氣休暇其他の理由に因り實際執務せざるもの〵補缺員として常に設備し置かざるべからず尚ほ管區受持員の外其名稱ハ豫備員とし日勤法にて各專任事務に執掌せしむ而して是等吏員の監督ハ看守長一名看守部長一名を以て其任に當らしむるも其定員に依り組合長たる看守長を以て監督せしむるも敢て妨げなきものとす

夫れ以上の如く管區制を採用せられたらんにハ余が前述する處の四人行狀勘査の實効を擧ぐるに庶幾すべきものあらん敢て司獄當局者に余が新按を献ずる事爾

附言門衛交番所立番等ハ管區の制に依らず二十七名の補缺員より若干の人員を流用し隔日交代に勤務せしむ亦構外取締の任も是等輪轉勤務のものをして其任に當らしむ監督法ハ第二課專屬記錄事務其他の雜務に從事するもの〵例に依る

●看守の威權に就き

三池實村生

夫れ監獄ハ駸々乎として長足的進歩をなしつ〵あるとハ人皆是認する處にして余輩又喜祝して止まざるなり而して其長足的進歩ハ何人か努力すれバ其効を奏するや否やの問題に付て　唯一に司獄官なりと云ふと雖も中根據的改良に勢力ある者ハ看守にあらずして何ぞや果して然らバ看守の威權を存ずるの一點に付て深く研究を要すべき最大急務なりとす說者曰く眞看守を採用すべし服裝の美を保つべし法律規則を踐行すべしと誠に信實なり眞看守を採用するとも服裝の美を保つとも法律規則を踐行するとも必要なり何れも必要缺く可らざる要素なき共余ハ又聊か異感なき能はず這ハ何かと云ふに看守の威權ハ囚人懲罰權の强弱に基因するものなりと云ふことを得べし聊も懲罰權の强弱ハ大ハ以て國の消長に關し延ひて監獄の整否に大關係あるとハ今更他言を要せずして明かなり果して然らバ如何なる譯にて看守の威權ハ

矯正図書館

懲罰權の強弱に關するかと云ふに本來監獄てふ囚人が百斤の力を以て抗すれバ百五十斤の力を以て制壓し終に國權的懲罰權の强固なるとを覺らしめ徹底一個人の少力を以て抵抗し能はざるの觀念を惹起せしむるとは是れなり然らバ其強き力を以て制するものハ某なる乎科罰すべき犯行を認むるものハ某なる乎是れ何れも看守なり看守ハ所謂監獄の實地家なり原動家なりアー看守の威權おくんバ何を以て國權に對し恐怖の念を抱持せしむるとを得んや然れども余が曾て參觀したる二三の監獄にありてハ懲罰を執行するに當り證憑の充分あらざるとき悉皆不問不罰となすもの〳〵如し這ハ一見して正理に似たりと雖又大に然ざる場合なしとせず請ふ試みに思へ囚人の犯行たるや一々證憑の明擧すると而已にあらずして例へバ看守に向ひ不敬の言を吐き即ち看守に對し馬鹿と言ふが如きハ囚人其者を何程質問すると雖白狀するにあらずして却て看守の惡く申立るハ囚人の特色なり如斯場合は決して犯跡證憑の擧るあらざるなり然れども囚人の言ふとを信用して罰せざれバ彼れ囚人ハ益々增長して看守の指揮命令を重せざる樣相なるとハ自然の弊なり請ふ上等司獄官たる者專心注意せずして可ならんや偖て囚人の犯行にハ無形的と有形的とありて無形的即ち言語の犯則に至てハ十中の八九までハ犯跡の擧らざるを以て重に看守の報告を信實として之れを罰せざる可らざるものと信ず而して看守の報告を信ずるに當てハ左の如き條件を具備するを要す(一)苟も看守として職を奉ずるものが虛僞の申立をなし彼れ囚人を罰せんとしたる者ハ相當懲罰例に照すと　(二)犯則ハ可成的事實を明擧すると　(三)報告看守と被報告囚人の平素の關係を省察すると等ハ何れも懲罰權作用上必要欠く可らざるとゝす記して以て當局者の參考に供す

●監獄を改良せんと欲せバ須らく先獄吏を改革せよ

在東京　土井寅造

余ハある汚穢ある犯罪の爲に北海道空知分監に拘禁されしこと玆に十有餘年なりき、其間幾多の痛楚辛苦を經しこと枚擧に遑あらずと雖、就中命令百出各々異圖に出でし程苦痛を感せしものハあらざるなり甲ハ曰く之を爲すべし、乙ハ曰く之を爲すべからず丙ハ曰く之の幾分を爲すも差支へなしと、而て十人寄れバ十色、其云ふ所各々見解を異にす故に誰をか是誰をか非なるを判別し能はざるなり、

例へバ朝夕身体搜驗する所の室に入るや看守長ハ曰く、可成丈各々の衣服ハ最も鄭重にして其姓名番號を表に顯はし箱に入れ置くべし若し此の命令に違ふものあるときハ相當の處罰あるべしと而て搜驗室に至るや數人の看守等衣服棚の上下に直立し怒鳴散らして曰く、早く出よ、早くしろ、何を愚圖々々するか、而て此方が看守長より斯くの達に依り注意して曇み居るとか何とか對ふれバ彼等忽ち怒て曰く、生意氣な奴、官吏に對し不敬にも口返事を爲す者かなと口々に叫び正當なる理由を陳れバ彼等一言對答辭をなす能はざれども所謂犬の屎で仇敵を取らるゝが悔やしさに御無理御尤として避ける者比々皆然りとす、而て聊か正當なる理由を述べ又答辭を爲すものあらバ彼等擧て之を嫌惡し、之を蛇蝎視し、甚しきに至てハ之を毆打し、之を苦虐し飽まで之が將來を妨げ、幾許其者が其後正直に勤勉勞働するも最早賞表授與の具申書などハ百年黃河の澄めるを待つと同樣にして決して望むべからざるのことなり、故に囚徒ハ益々卑屈姦惡に流れ看守の顏色を眺めて面て事を爲すに至れり豈慨嘆の至りならずや、

余ハ空知分監孫別外役所にありて外役せしこと殆んど一年餘或日のことなりしが遠方より頻りに余を呼ぶ者あり來り見れバ某看守なり、余ハ何の要事の出來たるなるかと其足下に跪けバ彼笑つて曰く我れ常に汝の擧動を視るに餘程損な性質なり、抑々吾分監にて官吏の人望を得んと欲せバ須らく先づロップ又麻繩を解きて草鞋を製造り以て我等に持參すべしサピタ(木の名)を索めて以て煙管を製造り我等に進呈すべし、而て聲なきに聽き、形ちなきに視以て我等の動靜に注意すべし是れ汝なが一身を保全するの第一着歩なり、と余ハ其時此看守が余に戲れて云ひし言ならんと思ひしかバ余も亦笑つて諾せりと云ひしことありき、

其後余ハ諸所に出役せしに今まで注意を惹起せざりしも某看守が余に話せし言の決して戲言にあらずして眞の御諭しなりしに驚けり、余出役して各役場を洞見するに火燃(火燃とハ服役服時間中に晝食の湯を沸す役)ハ終日木陰に潛伏して看守の草鞋を造り又見廻り夫(見廻り夫とハ舊獄則の傳告者誘工者の類)ハ他囚の役に就くや自己ハ草間に茸を搜し之を

矯正図書館

綴づとにして之を外套に包みて以て看守の歓心を買はんとする者あるを往々見受たり、而て看守等晝食の時或ハ罷役の際相集り互に談て曰く、彼の囚徒ハ非常に勉強人なり、彼れハ充分改心したる者あり、（彼の姦佞邪智にして服役時間を盗み草鞋を製造り茸を探す者）而正直廉潔にして眞に役業に勉強する者と雖、看守者の眼前に諂を呈せざる者ハ看守等議して曰く、彼ハ愚昧なる奴なり、彼ハハンマな奴なり彼ハ一寸も役にたゝぬ者なり、彼ハ終身檻の出來ない奴なりなぞと罵言惡口至らざる所なし故に其賞罰や偏頗不正、其褒貶や愛憎任意、一つも正鵠を穿ちしものハあらざるなり、

以是出獄人の内賞表なき者にして正直勞働一圖を全ふする者あり、夥多の賞表を佩び數多の官吏に愛せられ優握なる待遇を受けて放免せらるゝ　直ちに罪を犯す者あり、果して然らバ改過遷善の一里塚なる賞表の効力ハ其何れにあるか實に怪訝に耐へざるものありて存す、

余監獄に在りし日一日分監長畑一岳君、敎誨席に臨みて余等罪囚に演說して曰く、

此頃或放免せし者の一人が本職に手紙に寄せ來れり披て之を誦讀せしに其文中に云ふあり曰く、近頃御監より放免せられし誰某ハ御監にありし時ハ賞表も澤山頂き在監中ハ最も御役人樣方の評判もよろしく候處彼ハ放免するや否や又罪を犯し目下何縣某監獄署に拘禁の身と相成居候由私ハ御監に在りし時ハ別段御官吏方の御愛顧も受けず又一個の賞表も頂戴ハ致したることハなけれども今日青天白日の身の上と相成候てハ再び罪を犯すの念慮ハ更に御座なく毎日相當なる働きを仕居候間御安心可被下候云々

と本職ハ此の書面を一讀せしに成程在監中無賞表の者が放免後再び惡事をせざるか又有賞表の者が出獄後再び惡事を働くか本職ハ釋迦牟尼如來にあらず又イエスキリストにあらざれバ人の肺肝を洞察するの明ハ之れなし故に斯ゝる間違はなしと保證ハ出來ざるなり、然れども凡て監獄にハ一定の標準がありて其標準に依りて或ハ改心せし者、或ハ改心せざる者を判別するものなり、其標準に恰當せし者にして放免後再犯せしと雖、神ならぬ身ハ如何ともする能はず又本職が其責を負ふ所にあらざるなり、」と然り畑君の言實に無理ならざるなり如何に畑君ハ分監長たりと雖釋迦にあらずキリストにあらざれバ人の臟腑を視人の精神を察する能はざるハ眞に然らん余ハ畑君が人の肺肝を洞察し能はざるを信ずるなり、然らバ監獄一定の標準に照して其合格者ハ之に賞表を附與し之に特赦を具申し其不合格者ハ之な奬勵し之をして遇ちなからしむるの外なかるべし、然れども其監獄一定の標準とハ何を云ふ曰く、日々罪囚に接して其動作進退を熟視し其品行如何を査察する所の看守及看守長の景況書具申書是也、若し斯ゝる責任の重き看守看守長にして公明正直の意思なく、道義廉潔の念なく、愛憎偏頗至らざる所ならんか、賞表ハ嬉むに足らざるなり皮想の謹愼何の遷善に効能あらんや、

前陳の如く草鞋を製造る者煙管を造る者を非常なる改悛者なり非常なる謹愼者なり又非常なる勉強者なりとする看守及看守長にして其職にあらん限りハ余ハ日本監獄の改良決して望むべからざるを信ずるなり、如何に金科玉條ありと雖も之を活用する人なくんバ此れ瓦礫而已此徒法不能自己何ぞ恃むに足らんや、

余や分監にある數十年爾來實見せし監獄の狀況其斯の如し世上獄事改良に熱心なる名士よ日本監獄を改良せんと欲せバ須らく先づ獄吏を改革して而後着々監獄を改良せらるべし、

●女監取締の待遇に就て

芳香　女史

聞說英國に於てハ女子に選擧權を附與すと嗚呼女權擴張の隆盛なる豈に羨慕の情に耐ゆざるなり而して我國の如き久しく男尊女卑の弊に陷り女子ハ恰も男子の玩弄物にあらずんバ奴隷たるが如き惡習慣の未だ全く脫却し不能る國柄に在つてハ英國の如き女子に撰擧權を附與し女權を擴張し人類平等主義の下に女子を支配せられん事を欲するも此ハ緣樹求魚と一般今日に望んで得べからざる事ありとす嗟吁我日本帝國に於ける女子の位置も又悲しからずや

夫れ我國の如き男尊女卑の弊たる一國の固疾となり容易に洗除し不能るの國柄に於てハ何れの世何れの時歟女子の名譽を回復し女權を擴張する事英國の如くし女子の品位を高める事英國の如くなるを得べきか漢乎として其際涯なきに至つてハ妾等我日本帝國女子の爲め寔に慨憂に耐ゑざるなり然り而して男尊女卑の弊たる哉一首一部に止まれバ猶は可なり一國

行政の事務たる刑執行上に一大關係を及ぼすに至つてゐ國家の爲め妾等默して止むべきにあらず遂に此に女監取締の待遇に就き一言の卑辭を述ぶるの止を得ざるに至る

夫れ監獄官吏の一部たる女監取締の位置ゐ如何其待遇の日備人と一般なるゐ今日我國に於ける女監取締の境遇にあらずや反て彼の看守の如き巡査の如きゐ如何果して一般の日備人と同一視するか否判任官待遇を以て各本分の職務に從事しつゝあるにあらずや夫れ如斯巡査看守の職務を帶ぶるものゐ判任官の待遇と爲し其品位を高潔ならしむるの必要あるにも拘らず其職務たる看守と等しく一國の行政事務に屬する刑執行の任に該る女監取締をして判任官の待遇に出でざるゐ抑も何故ぞ刑執行官吏をして日備人と同一の待遇を爲し刑執行の目的を達せんと欲する豈に夫れ難事ならずや況して同等の職權を有する看守ゐ判任官待遇にして女監取締を日備人と同一視するが如き差を置くの要なきに於てをや說て此所に至れバ今日未だ女監取締服制の設けなき俸給の優ならざる女監取締採用上年齡の制限なき等豈に怪しむに足らざるなり然り然れども今哉我監獄改良の大勢ゐ永く女監取締をして日備人と一般視するを許さず早晚其位置を進め服制を設け俸給の優なるを感ずるの機來らんとす何となれバ徒に男尊女卑の弊に惱み男女の待遇に就き其間に經庭を置くが如きゐ文明的動作にあらされバなり請ふ全國女監取締諸子ゐ今哉監獄改良の氣燄盛なるの時に當り斯道の偉人ゐ東都の北方に在り諸子夫れ意を强ふして可なり意を强ふして可なり

妾此に謹而女監取締をして判任官待遇たらしむるの必要を概述すと云爾

應答

○質疑

●第十六項　吉田德太郎

刑期滿了のものにして無藉者なる時ゐ監視執行期限中監獄の別房に留置するの外他に相當の保護策なきか

右ゐ刻下緊急の必要的問題に屬するを以て會友諸君の熱心なる御研鑽を乞ふ

●第十七項　在中國　東海逸史

囚人及懲治人をして親屬故舊に宛書信を發することを勸諭するゐ彼等が感情を惹起して親屬故舊の思念を益々敦厚ならしめ感化上最も利益あるを認むるゐ目下實際の狀況なり然れども彼等をして可成的書信發出を制限して諸種の感情を發動せしゐ反て自由刑の要素を欠くと事實果して然るや敢て大方諸士の高說を待つ

●第十八項　同　氏

在監人に古今英雄豪傑諸大家の列傳及び肖像若しくゐ慷慨の詩歌等を編輯しある書籍を看讀せしむるゐ果して弊害あるや敢て問ふ（目下小說本看讀許否論に付論戰勝敗何れにあるやを見ず偶々感ずる所ありて本論を提出す諸子之を諒せよ）

●第十九項　吉田德太郎

這回の特典に因り減刑せられ同時に出獄したるものにして間もなく入監したる時ゐ特別待遇を執行するの可否如何

附言　特別待遇とゐ裁判の確定を待ち通常の菜を與ゑず副菜則ち香の物一種を與ゑ其執行期限ゐ典獄の見込に依て之れを定む

●第廿項　沈默生

司獄官吏執務の際在監人に犯罪（獄則違犯にあらず）あることを認知したるときゐ刑事訴訟法第五十二條に依り告發すべきものなるや將た同第五十三條に依り告發すべきものなるや敢て高敎を煩す

●第廿一項　在中國　東海逸史

未丁年囚ゐ丁年囚に比し交談すると尤も酷たし然り交談ゐ百惡の源泉にして爲めに監獄の不規律を表章するに足る今之か禁遏の方法を攻究するゐ尤も急要なる一問なるを信ず敢て大方諸君子の考按を煩さんとす

●第廿二項　同　氏

囚人貸與の蒲團ゐ冬夏の區別を設け之を貸與しあるや否若し夏冬の區別を設けず一囚一枚を貸與するとせバ監獄規律上穩ならざる弊害ありや

●應答

○第一項　吉田德太郎

余輩ゐ定役囚に役業を指定するの權ゐ第二課に屬するものと信ず然り然れども素と囚人役業配課の事たるや刑の執行上重大の關係を保つものなるを以て典獄ゐ宜しく囚人の役業配課決定以前に於て監獄の樞

要機關に諮り是れが決定を與ふるの注意あるを要す故に余輩ハ役業指定權の存在ハ第二課にあるものとするも第二課ハ典獄の決定を經るの前に於て第三課醫務所等に交渉し意見を求め後ち典獄の決定を申請すべし徒に指定の權限に固着し單獨第二課に於て指定し直に典獄の決定を經て斷行するが如き事あらんか遂に定役の主義に背馳するの擧に出るなきを保すべからず要するに余輩の作業配課主義とする處のもの獨裁主義を排斥し合議主義に因り裁決するにありとす請ふ洋々散士余輩の意見と異なる卓拔の說あらバ幸に指教の勞を吝む勿れ

○第一項　在中國　東海逸史

本問ハ囚人に役業を指定するにハ第一課の權限に屬するものなるや果た第二課の權限に屬するものなるやと謂ふに在り此問題たる目下監獄社會に於て彼是論議沸湧するありて殆んど底止する所を知らず然りと云へども吾人を以て之を見るときハ第二課の權限に屬するを以て至當なるを認むるなり何となれバ第二課ハ戒護吏を以て充たし而して直接指揮督勵の任に衝るものなれバ實地的之を轉役し新に役業を指定する上に於て大に利益あるを信ずる也夫れ多數囚人中に於てハ固より既に身体の老疾より戒護上の便利より役業上の都合より其他諸種の事情に依りて勢ひ轉役せざる可らざるの必要を認むる而已ならず又新に入監する囚人に就ても燗々たる眼光彼等が身体の強弱を看破し之が作業の適否を考へ又た類反者たる囚人に對して尙ほ之を前收監の時に徵し彼是相對考して之に適當なる作業を指定するに就てハ尤も適當なる指定を爲すを得べしと信ず論者或ハ謂はん第二課員ハ戒護警衛のことを司掌するものにして決して第二課員の取扱ふ可きものにあらざる也と嗚呼何ぞ其一を知て其二を辨せざるの酷しきものなるや是議塲一遍の理窟を辨ずる而已にして其實際を知らざるの論者なりと謂ふ可し夫れ第三課員ハ直接囚人に近接せざる吏員を以て充たし之を扱ふものなれバ實地その見るとの暗きより其弊往々轉役作業指定の上に付てその當を得ざるとあるハ吾人の深く認むる所なり夫れ然り而りと雖も第三課員を(ママ)て以上の取扱を爲す上に於てハ固より第二課員の承認を得ると雖ども第二課員をして之を管掌せしときハ最も適切なる配課を爲し戒護上にも亦督勵上にも亦苟しも囚人統御の上に於て便利有益なるとハ吾人の明言を發する所なり夫れ誰か在て之を第三課の權限に屬せしめ今日の如斯頻繁なる劇務の裡に尙ほ如此不適切なる配課を管掌せしめんか現內閣施政の方針にあらざらんと問ふ洋々散士如何に定論あるや

○第二項　鐵血生

吾縣に於ける昨廿九年中囚人の懲戒處分に遭遇せしものを概括せバ實に左の如くなる豈に其多數なる一驚を喫すべき事ならずや

懲戒處分を受けたるもの

總計二千三百四十三人

內

男　二千二百三十六人

女　百〇七人

猶ほ犯則の塲所を區別せバ

監房犯

男　千二百四十五人

女　八十二人

工塲犯

男　八百七十五人

女　二十五人

途上犯

男　百十三人

女　〇

而して其犯行の如何を問はバ教令違犯及び談話の禁を犯せしもの尤も多數を占む

夫れ以上の如く多數犯則受罰者を見るに至れり而して今學說上の所謂不行犯と行犯なるものゝ何れが多數なるやを示さずと雖ども懲戒處分を受けたるものにして其不行犯に屬するものゝ多きハ前比較數と敎令違犯及談話の禁を犯したるものゝ多きとに因り是れを知るに難からざるべきか

○第三項　孤立生

分娩后產婦にあるものハ宜しく白粥(米粥)三合以下を給與して可なり而して余輩ハ三合以下の範圍に於て其度を量定し給與する事ハ須からく監獄醫の見込に委せんとす故に良し三合以上の大食を欲する女囚ありと假定するも亦醫師の見込に因るも三合以上を給するが如きハ斷然排斥する處なり

○第三項　東海逸史

女囚分娩の後ハ人間普通食五合にて可なりと信ず夫れ猥りに無役產後の故を以て食糧の增加を爲して乳液の給養に過不及の度を失せしむるハ無垢潔白なる

乳兒の發育を妨碍するものにして獄則の精神又た玆にあらざるや問ふ者の意見亦た何れに在るや否

○第四項　吉田德太郎

余輩ハ囚人の故意と過失に出るとに不拘損害賠償せしむるの權なきものと信ず而して其理由の如き此に余輩が深究を要する迄もなき事柄に屬すと雖ども苟くも余輩進で答案の任に當らんとするもの豈に一言の辯なくして可ならんや徒に三下り半則ち離緣狀的文章を弄し答接の責を塞ぎたりとするハ余輩の屑しとせざる處なれバなり

夫れ凡そ人類の社會に生存するや彼の公法と私法とを遵由するの範圍に於て自主自由の動作を爲す事を得べきハ我欽定憲法の保證する處なり然るに人類の一度墮落して囚人と化するや人類天賦の自由を剝奪せられ任意の自由動作を禁遏せらるゝハ是れ囚人其ものゝ特性なるにあらずや故に一朝可憐の囚人と墮落するや人類權利の競爭場裡に馳騁するの能力を失ひ恰も人類中條件附の無能力者とも稱すべきものなるを以て假令是等囚人が故意に監獄の物件を破毀するの非行ありとするも損害賠償の責に任ずべきものにあらず況ん哉過失に出るをや而して余輩若しも本題の如き事あらんか其原因たる監獄紀律の不厳行監獄秩序の紊亂ハ遂に如斯奇觀を呈するに至りしものなるを以て監獄夫れ自身も亦不注意の責を免る能はざるものとす然るに監獄自身の不注意より生ずる損害をして他人爾かも囚人に其責を負はさんとするが如きハ不理不當も亦甚だしと謂ふを得べけれバなり請ふ古新山生異論あらバ幸に反駁する處あれ

○第五項　鐵血生

看守に對し損害賠償を請求するの權なきものとす何となれバ看守ハ君の所謂民事擔當人にあらざれバなり然り然れども看守ハ假令無能力者に對し民事擔當人たるの責任なきも苟くも此種のもの押送等の場合にハ特に注意を加へ他人に損害を加ふるが如き事なきを豫防するハ勿論の事なりとす

○第六項　孤立生

看守が「カウス」を使用するを以て不穩當なるものとす何ぞ認むるハ余輩其何の故たるを知る不能余輩看守の姿勢端正ならん事を欲すると同時に一般に「カウス」を使用せしめん事を主張す如何となれバ「カウス」を使用せしむれバとて戒護上毫も支障なき而已ならず寧ろ姿勢を整ふの上に於て尤も必要の具と信ずれバなり請ふ東海逸史以て如何と爲す

○第七項　吉田德太郎

監獄作業の主義より攻究する時ハ重罪と輕罪とに依り作業の難易を區別するの要を不見良し亦重輕罪に依り作業の區別を必要とするも今日我國監獄作業の有樣を以て見る時ハ我刑法定役主義の要求を充たす不能要するに余輩の意見とする處のもの監獄作業の主義として重罪と輕罪とに因り作業の區別を置くの要なく從て重罪囚に特種の役業を撰擇配課するの必要なしと謂ふにあり請ふ東海逸史余輩の意見に贊同せらるゝや如何に

○第八項　鐵血生

本問殊更に監房及役業を別異するの必要なきものとす若し夫れ本題の如き監房を異にし役業を換ふるの要ありとせんか獨り重罪囚に限るの理由存せざれバなり輕罪囚も亦再犯以上のものハ監房を異にするに止まらず一般に役業を別異するの必要ありと謂はざるべからず然るに實驗に依れバ重輕罪に不拘再犯以上のものに對し役業を變換するも毫も其利益あるを不見寧ろ反對の役業を課するが爲めに據り本囚に不利益を與ふるに止まらず遂に監獄の經濟を損するに至る實に本題の如き監獄當局者たるもの一考の價値ありとす

○第九項　鐵血生

凡そ監獄事業の有効ならん事を欲せんか獨り監獄教誨の進歩を要する而已に止まらず戒護紀律の厳行監獄衛生の擴張等之れが併行を得るにあらずんバ如何に獨り監獄教誨の長足進歩を呈するあるも到底精神的に囚人を改良感化する事不能要するに監獄教誨の力に依り彼れ囚人が邪惡の心根を矯治せんと欲せバ俱に戒護紀律を嚴正に執行するにあらざるより其奏効も遂に掾木求魚と一般たるなきを得ん哉失れ然り監獄の改良を主張するもの先づ戒護教誨衞生の三權鼎立を說く眞に所以ある哉

○第十項　孤立生

余ハ發題者則ち東海逸史と其感を同じうす故に至幸にも我現行監獄則改正の機運に際會せバ特に是等保護に關する明文を置き全國統一的に實行せられん事を熱望して止まざる處なり

○第十一項　吉田德太郎

余ハ監獄構内の擴張に依り防火具の置場所を一定すると否とハ須らく當局者の方寸に委すべきも常に更

矯正図書館

員をして消防の事を訓練せしめ機宜に應ずるの素養に勉められん事ヽ余輩謹而當局者に忠告する處なり要するに其變に應して周章狼狽の痴態を顯はすと否とヽ平素吏員の養成如何にあつて存す請ふ當局者たるもの一考し賜るや如何に

○第十二項　吉田德太郎

本題の質疑に接して對等條約實施の必要を感するヽ頗る迂遠に似たりと雖ども本問の生するもの蓋し治外法權存在の然らしむる處ならん歟余輩今是れが措置に關し詳述するの閑なしと雖ども本人ヽ宜しく日本監獄の別房に留置するの策に出でず速に其國領事に引渡し領事の處置に委すべきヽ尤も其正鵠を得たるものなりとす而して彼我國交際上及法理の關係に就てヽ須らく後日を俟つて詳論する處あるべし請ふ東溟逸史暫らく時日を貸し賜はらん事を

○第十三項　吉田德太郎

余哉學海に身を投ずる事淺く所謂一山百文の寒生未だ骨相學の蘊奥を極めず濫に本題を排斥するが如きヽ或ヽ東溟逸史の一大打撃を蒙るやも知るべからずと雖ども如何せん今日の如き我國看守教習の普及せざるやの憾ある秋に當つてヽ可及的新題を科せず詮めて現行の教習法だけにても普及せしむるの策を講ぜられん事を只管熱望して止まざるなり

○第十四項　孤立生

本人の承諾を得ず貯金より控除するが如きヽ其當を得たるものにあらず如何となれバ貯金ヽ看守奉職中に蓄積せし本人の所有金にして若し意思に反し賠償の費に充てんか他人の所有權を侵害するの虞あれバあり故に此場合にヽ看守の保證人より賠償せしめ然らずんバ本人の承諾を得るの機を待ち後ち貯金より控除し後日の紛擾を招かざるの注意あるを要す

○第十五項　吉田德太郎

決然として一度職を看守に奉じ未だ歳月ならずして變節し巡査を志望するが如き浮薄漢ありとヽ曾て余も耳にする處なり然り而して一度看守を志願し奉職するや否忽然として其志を變ずるが如き素と其性の輕躁浮薄に依らずんバ看守の職の何物たるを知らざるの痴呆漢と謂ふべきなり余ヽ今是等浮薄漢の頭腦に向つて一二の散彈を放たんと欲す其腦漿を碎くの力あるや否やヽ須らく識者の賢斷に委せん而已

其一彈

警察事業と監獄事業と何れか夫れ優美快活なるか

不肖德太郎曾て二三の府縣警察事業に從事し警察學の一般を涉獵し警察事業に於ける纔奥の梗概を極めたりと雖ども其學の優美にして其事業の快活なる遠く我監獄事業に不及りき而して其然る理由の如き已に天下定論のあるあり今大言壯語するの要なし徒に監獄事業を以て警察事業の快活優美に如かずと妄想するの論者少しく監獄學の眞髓を穿つて可あり

其二彈

社會より尊敬を受くるの勤勞を爲せ

聞く歐米諸國に於てヽ紳士途上巡査に遇ハバ脫帽して尊敬を表すと要するに巡査の勤勞を謝するに外ならざるべし我日本に於てヽ巡査の職に對し未だ如斯社會より尊敬を受くるの時機に達せずと雖ども巡査本分の勤勞に於てヽ彼我甲乙勿るべし而して余輩看守の職に對し社會が尊敬の意を表するなく反つて看守の職を卑下するが如き兆あるヽ常に千歳の慨みとする處なり是れ職として監獄ヽ社會の裡面に立ち常に人民に對し直接事務を處理せざるが故に人民の多くヽ看守の勤勞如何を知らず從つて尊敬の觀念薄きに座せずんバあらず故に看守たるものヽ監獄事業を以て畢生の業務と爲し勤勞怠らずんバ内に在つてヽ監獄の整理を致し外に向つてヽ至難的犯罪人改良感化の偉勳を發揚し遂に招かずして社會の尊敬を得るに至るヽ恐らく巡査の後へに瞠着する事勿るべし嗚呼看守の職に對し社會の尊敬を受くると否とヽ看守其人の勤勞如何に在つて存す徒に看守の職務ヽ巡査の職務に劣り社會人民の輕侮を招くものと誤想し輕躁浮薄の擧に出るあらんか獨り自已一身の破碇を來たすのみならず監獄の威信を傷け遂にヽ社會人民の安寧を維持し幸福を增進するの妨害を爲す迂闊たるの汚名を後世に遺すに至る看守の職にあるもの須からく献身的なれ献身的なれ

其三彈

看守の勤務法ヽ果して巡査の勤務法よりヽ劇務なるか

巡査の勤務法を以て緩と呼び看守の勤務法をして嚴と叫ぶものヽ余輩論者の未だ警察事業に暗らき驚歎せずんバあらず夫れ巡査のの職も不休不眠なり看守の職亦然り其間何れか緩嚴なき事ヽ警察事業に經驗あるもの丶知る處なり余輩ヽ寧ろ警察の勤務を以て劇務なりとす何となれバ警察に在つてヽ本務の外常に戸口調査密行或ヽ出火場の取締等非常勤務に服す

矯正図書館

る事頻繁にして所謂寝食を忘れて勤務に服する事あるハ警察事業の常事となる處なれバれり況んや身を風雨の間に曝らし霜雪の艱難を嘗むるの多き世に巡査勤務の劇甚なるものハ他に敵すべきもの之れ勿るべし徒に警察事業の何物たるを知らず天職たる看守の職務を抛棄し斯業に從事せんとするが如きもの監獄を誤り警察を誤り遂にハ人力車夫と墮落し愧を社會に流するに至る嗚呼看守の職にあるもの處世の秘訣ハ身の本分を知るにありとし畢生監獄事業に從事し　天皇陛下及　天皇陛下の政府に對し忠順勤勉する處あらしるべし

夫れ以上詳述するが如く看守の巡査に轉職を欲するもの敢て大鵬の志あつて然るにあらず其目的とする處有耶無耶の間にあり要するに如斯輕事を誤るに至るものハ看守としての素養なきに職由せずんバあるべからず故に余輩ハ是れを防制するの策として看守の腦漿に監獄事業ハ則ち獻身的事業なるの原理を注入するより外他に豫防藥の存するものなしとす是れ余輩が素養を加ふるを以て唯一の良方法なりとする所以なり問者霞浦生首肯するや如何に

○第十五項　東海逸史

呂を得て蜀を望む看守にして巡査の職を望むが如き人生固有の常操なき輕躁水瓢三分五厘的人士をして貴重なる國家的名譽職獻身的一大事業を一任する目下改良の前途に横塞せる障碍物にして此障碍物を除去し斬伐して益々斯道の改良進歩の漸路を開通するハ實に大手腕を奮ふの一大英斷也夫れ看守の職務ハ固より百務中の最劇の勞働たるとハ既に吾人認むる所ろ、然りと雖ども難きを避けて易きに就くを欲するハ無氣力輕躁の酷しきものにして彼を望み是を欽み邪慾蕩盡して止まる所なれバ往く處を知らず人生定制あり豈に大日本帝國の好男兒如此常操なきことを爲す可けんや吾人嘗に疑ふ在常陸霞浦生にして心中蜀を望むの意なきやを若し霞浦生にして他意なくんバ本問を寄送して之が答按を求めらるゝハ其意何れにあるや幸に理由の存する處を辨明せよ然らずんバ（卑劣にも）（轉職を望む）の弊を防禦する方法を講ずるの必要を認めず敢て反問す（霞浦生よ幸に本答の無禮を咎むる勿くして之を用捨せよ）



彙報

●減刑放免囚と再犯

英照皇太后の大喪に丁り減刑の恩典に浴して放免せられたるものゝ悔悛の實を表したるものも多かるべけれど偶には此恩典に浴しながら毫も悔悟の色なく更に罪を犯し刑に觸るゝが如き耻知らずもなきにあらず其節にては各府縣に命じ一月廿一日放免の日より三月五日に至るまでの間に放免囚にして再び罪を犯せるものを調査報告せしめたるに今に及ぶも未だ報告し來らざるものあり精確の數は之を知るに由なきも去月十八日の調に依れば減刑放免囚一萬二千三百七十人の中再び罪を犯せるもの三千餘名にて四百二十一人而して重罪放免囚は全放免囚の半數以上を占め其員數六千七百一人なるも再び犯罪人となりしは僅々一人なりしといふ若し各府縣の報告、纏りたる上にて統計するに至らば三月五日までの再犯罪者は凡そ六百人もあるべく其内、監獄逃犯は全數の十分七、窃盜は十分二、他の犯罪は十分一位の割合ならんといふ

●大赦放免罪囚現況

英照皇太后崩御の際其恩典に浴して放免せられたる囚徒は府下のみにて鍛冶橋監獄本署十六名巣鴨監獄支署にて二百九十四人市ヶ谷監獄支署にて二百九十七人合計六百七人の多數なりしも近來に至り此等罪囚の又々罪を犯して續々古巣へかへり來るを見る故に教誨師の人々に於ても大に心を勞し深く其原因を探究せしに實に意外なる事實を見るに至れり

大赦令の恩典により罪囚の放免せらるゝや多くは家にかへり前非を悔ひて正業につかんとせり然るに何故にか政府はこれを取締ると餘りに嚴密にて表面上獄舍を出されたるは喜ぶべきも偵吏は常にこれを追尾して油斷なく如何なる場處何如なる時にも頓時なし隙窺爲に彼等と共に行くな耻ぢ共に坐するを以て污となす況んや酒酌交はし膳をならべて食を分つの交際を求むべけんや

彼等は放免せらるゝの日既に自由不羈の民たり恩典の主趣赤蓙にあらん若し政府の行爲上說せるが如くなりとせばこれ明に政府は彼等に對して再度の犯罪を強ひたるものなり嘘恩典によつて彼等は自由を得すして却つて痛苦を得たり第二の犯罪を以て益々其躰　闇黑より闇黑に入り所謂ヤブレカブレの地位に立つには至れり

或人曰く彼等恩典に浴して其家にかへるや豈更は公然其家に來つてこれを按撫するもの毎日數回家人も亦其煩を憂ふ煩を憂ふると同時に被免者と交兄妻子の間すら一種の不快なる感情を以て相見るに至る彼等は闇黑に捨てられ親戚朋友に捨てられ父兄妻子にだも冷遇せらる今又何の樂かあつて其一身を慰めん勞ひ蓙に至つて原來自制の念に乏しき彼等は再び恐るべき罪惡を犯すなりこれ抑も警務に當れる當路者の指命に出しかそれば其責終にのがる可らず吾人は其然らざりしを願はんと欲す然らばこれ一小偵吏の功を貪らんとして人權を蹂躙も誹謗せしるか其職に歸すべきやは暫く問はず唯世人の如斯重要なる事件に關して餘り冷眼なるを憤慨し二三教誨師の如きは大に成す處あらんとしつゝありといふ事實に徴して其言の如くんば上皇室に對し奉り下人民に臨みて警務の措置實に輕々看過すべきに非ず

●露國國事犯人をサガレンに移さんとす

露國は是迄國事犯罪人を處分するには西比利亞内地に追放するを常

矯正図書館

とせしが此頃同國政府は右追放罪を更正せんとする企圖ありて其理由は元來西比利亞內地に追放せらるゝ罪人は通常犯罪人の如く相當の勞役に服せしめらるべしとは一般人の考ふる所なれども其實は然らずして罪人は其身も全く自由にして制限せられたる居住外に移動することさへ出來るなりされば犯罪人の密に同地より露國に歸るもの多く殆んど無人の地の如き觀ある西比利亞なれば艱難を忍び行旅に慣れたるものには逃亡する容易の業にして敢て發見せらるゝことなき都會或は出産地に出入せざる限りは決して發見せらるゝことなきなり歐亞兩洲を跨れる阿爾泰の高嶮を踰ゆるべからざる日に於てさへも猶然り況んや數年を出でずして西比利亞鐵道實現せんには罪人の逃亡は露西亞本國の獄裡に在るよりも幾百倍容易にして重罪は其實却つて輕罪なりと云はざるべからず露國何ぞ能く皇室に危害を爲す處無慮の流放地たる同地を輕々に見過すべきや此に於て現囚及び以後の犯罪人は悉くサンガレン島に流竄することゝなすべしと云ふサンガレン島は則ち曾て日本の版圖たりし樺太島なり樺太嶋は現時恰も我國無期徒刑を北海道に流竄するが如く不德惡漢の徒を移して工業に使役し居り其の結果又石炭の產出の如き將來西比利亞鐵道に供給すべしと迄稱せらるゝ有望の地なるが露西亞の國事犯人を此島に流竄するは即ち開化人を絕東に移植するに同じく數年の後は最早流罪嶋として之を冷眼に看過する能はざるに至らん

●看守居住の制限と下宿料

警視廳監獄署及び各支署詰看守は自今總て各自勤務の署を隔つること八町已內に居住することゝなりしに付ては一名一ヶ月下宿料として金二圓を付與することなりたる由

●安藤氏の演說

前商工局長安藤太郎氏は去十三日神田南神保町原風昭氏方に於て正業に就ける免囚百人餘を集め氏が戊辰の役に囚虜となり圖圖の苦難を嘗めし時知人の差入せしことに感じ報恩せしことより說き起し是より免囚が皇恩に報ゐの義擧あらんことを勸誘せり囚徒等感涙發憤の餘り讀んで悔悟の實を擧げんとて東京禁酒會員となりたる者多し又安藤氏夫人よりは一同へ禁酒手拭百本を惠みたりといふ

●出獄人保護會の企圖

高田監獄支署敎誨師內藤了正氏には當地の有志者名望家ならび官公吏諸氏の贊同を得て此の地に出獄人保護會なるものを組織し出獄者をして正業に從事するを得せしめ再び入獄するやうのことなからしめんことを企圖中なるが折しも當支署長に更迭ありしかば以て新任署長來任の上運動に着手せんとのことなり

●出獄人保護會社起る

當長野に出獄人保護會社の起りたることは曾て前號に記したるが右は惠澤信濃保護會と稱し既に主意書規則書の印刷成りたれば普く江湖篤志家の贊成を得る手順なりと然るに松本にては遽てより此事に熱心なる宇田德正、降旅元太郎氏等の手に賴り同樣の企有り、此頃發起會を開きたる際は裁判所員、縣會議員、辯護士、町長、町會議員等の出席ありて彌々長野縣出獄人保護院と云へる名稱にて設立することゝなれり發起者は不日來長して同志を募集する筈なりと思ふに此二者は相合同一体と爲りて一を本社一を支社風に爲すか又は合同コツせざれ互に氣脈を通じて本縣下に於ける利益の人を生業に就かしむることに盡すなるべく何れにしても喜ばしき極なれ、又規則書を得たれども餘白無きを以て次號に掲ぐ